【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年７月25日
【計算期間】	第５特定期間 （自　平成25年10月26日　至　平成26年４月25日）
【ファンド名】	日本株２２５・米ドルコース 日本株２２５・ブラジルレアルコース 日本株２２５・豪ドルコース 日本株２２５・資源３通貨コース 以下、上記ファンドを総称して、「日本株２２５ファンド（通貨選択型）」または「各コース」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各コースを以下のように表示することがあります。 日本株２２５・米ドルコース：米ドルコース 日本株２２５・ブラジルレアルコース：ブラジルレアルコース 日本株２２５・豪ドルコース：豪ドルコース 日本株２２５・資源３通貨コース：資源３通貨コース
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　多田　正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	植松　克彦
【連絡場所】	ディスクロージャー部
【電話番号】	03-6205-0200
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とするとともに、為替取引を行うことで信託財産の成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式　一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

特色1 主として日経平均株価（225種）の構成銘柄を実質的な投資対象とします。

- 当ファンドは、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「ジャパン・ストック225・ファンド」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ジャパン・ストック225・ファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます。
- 外国投資信託証券における株式への投資にあたっては、日経平均株価（225種）の値動きを概ね捉えることを目指します。
  - 効率的な運用を行うために日経平均株価指数先物取引やETF等を活用する場合があります。
  - 資金の流出入や売買コスト・タイミングなどにより、日経平均株価（225種）の値動きから大きく乖離する場合があります。

特色2 為替取引を活用する4つの通貨コースによる4本のファンドから構成されています。

- 米ドルコース、ブラジルレアルコース、豪ドルコース、資源3通貨コースの4本のファンドから構成されています。

  ※資源3通貨コースは資源国の通貨であるブラジルレアル、豪ドル、南アフリカランドの為替取引を概ね均等に行います。
- 投資を行う外国投資信託証券においては、わが国の株式に投資を行うとともに、円売り、各コースの取引対象通貨買いの為替取引を行います。これにより主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）」、為替変動要因による「為替差益／差損」が生じます。
- 各コース間でスイッチングが可能です。

  ※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。
  ※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

特色3 毎月の決算時に収益の分配を目指します。

- 決算日は毎月25日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ

（イメージ図）

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

（イメージ図）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（イメージ図）

前期決算日から基準価額が上昇した場合

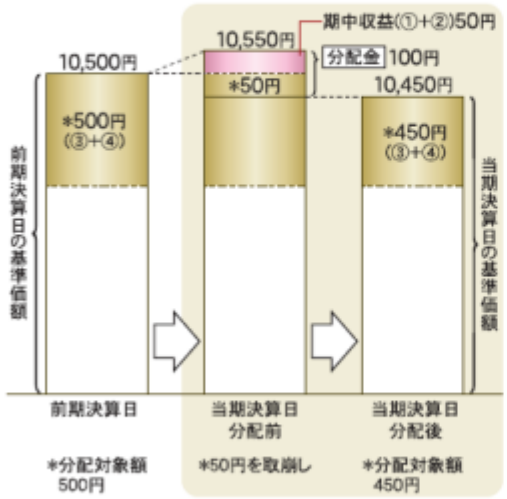

前期決算日から基準価額が下落した場合

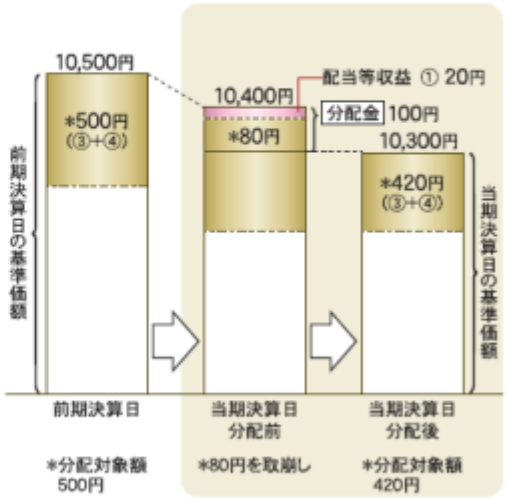

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益 および ②経費控除後の評価益を含む売買益 ならびに ③分配準備積立金 および ④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（イメージ図）

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

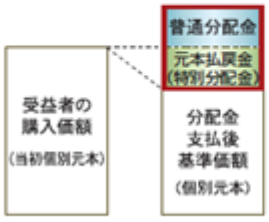

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

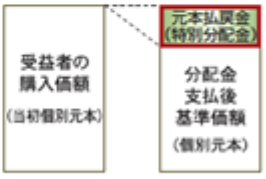

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

当ファンドは主にわが国の株式への投資に加えて、為替取引の対象として3つの通貨および1つの通貨バスケットから選択できるように設計された投資信託です。

◉当ファンドのイメージ図

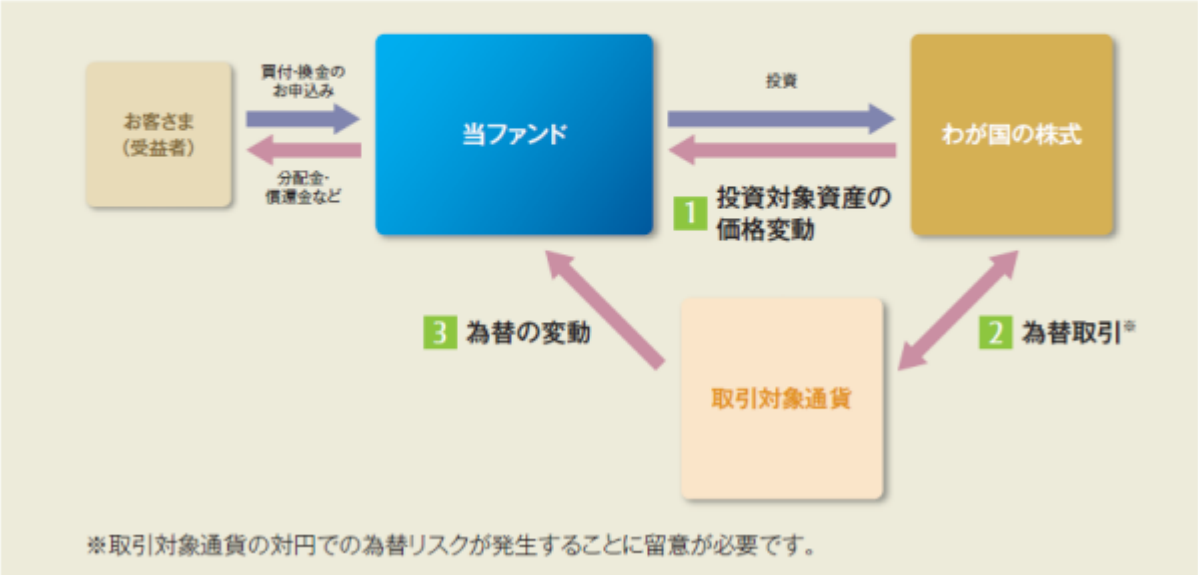

当ファンドの収益の源泉は、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 わが国の株式の配当収入、値上がり／値下がり	株価上昇 企業利益の増加 財務状況の改善 など	株価下落 企業利益の減少 財務状況の悪化 など
2 為替取引によるプレミアム／コスト	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 取引対象通貨の短期金利＞円の短期金利	コスト（金利差相当分の費用）の発生 取引対象通貨の短期金利＜円の短期金利
3 為替差益／差損	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

日経平均株価（225種）とは

東京証券取引所第1部上場銘柄のうち、市場を代表し、かつ流動性の高い225銘柄の平均株価指数です。
日本経済新聞社により算出･公表されています。

❶「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

❷「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。

❸ 当ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。

❹ 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

❺ 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

為替取引によるプレミアム／コストについて

一般的に、円と円より高い金利の通貨で為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、円と円より低い金利の通貨で為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

◉為替取引を活用した収益機会のイメージ

（イメージ図）

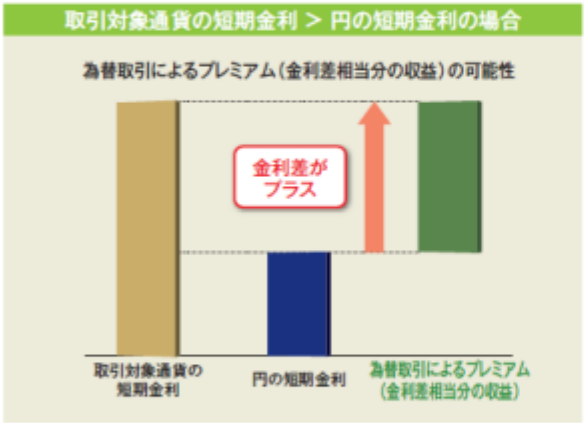

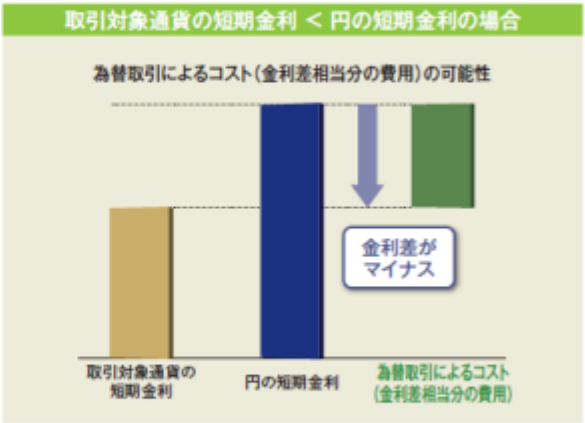

主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン･デリバラブル･フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

［ファンドの仕組み］

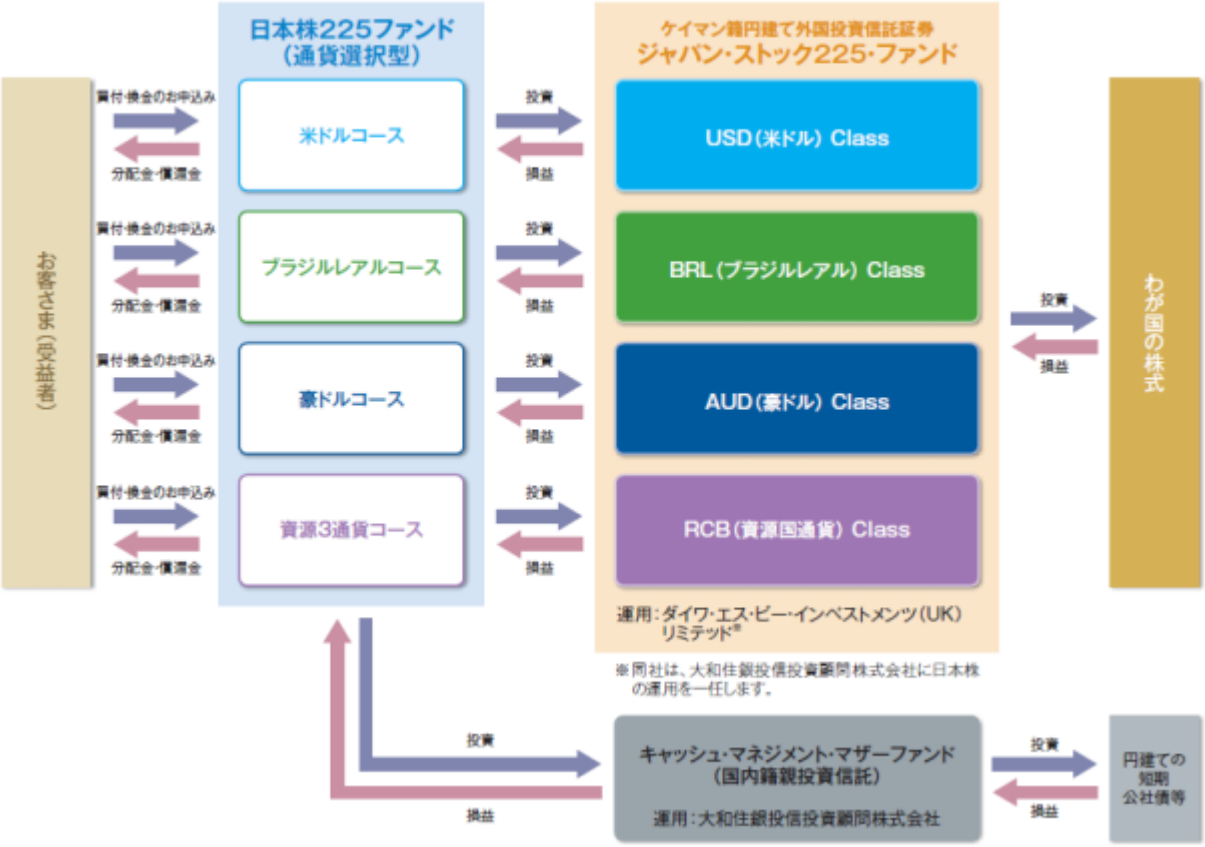

ジャパン・ストック225・ファンドの各クラスにおいて、組入れ資産の円建て資産に対して以下の為替取引を行います。

クラス	為替取引
USD（米ドル）Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、米ドル買いを行います。
BRL（ブラジルレアル）Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、ブラジルレアル買いを行います。
AUD（豪ドル）Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、豪ドル買いを行います。
RCB（資源国通貨）Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、資源国の通貨（ブラジル、オーストラリア、南アフリカの3カ国の通貨を均等）買い※を行います。

※保有する円建て資産の3分の1程度ずつ各通貨への実質的なエクスポージャーをとります。
（注1）外国投資信託証券で行われる為替取引には、円と各取引対象通貨の為替変動リスクがあります。
（注2）為替取引にあたっては、為替予約取引の代わりにNDF（直物為替先渡取引）を利用する場合があります。
＊日本株225ファンド（通貨選択型）については、今後新たなコースが追加されることがあります。
＊日本株225ファンド（通貨選択型）の各コースのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

④信託金の限度額

信託金の限度額は、各々につき5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成23年10月31日　信託契約締結
平成23年10月31日　当ファンドの設定・運用開始
平成24年12月18日　「日本株２２５・南アフリカランドコース」の信託の終了

（３）【ファンドの仕組み】

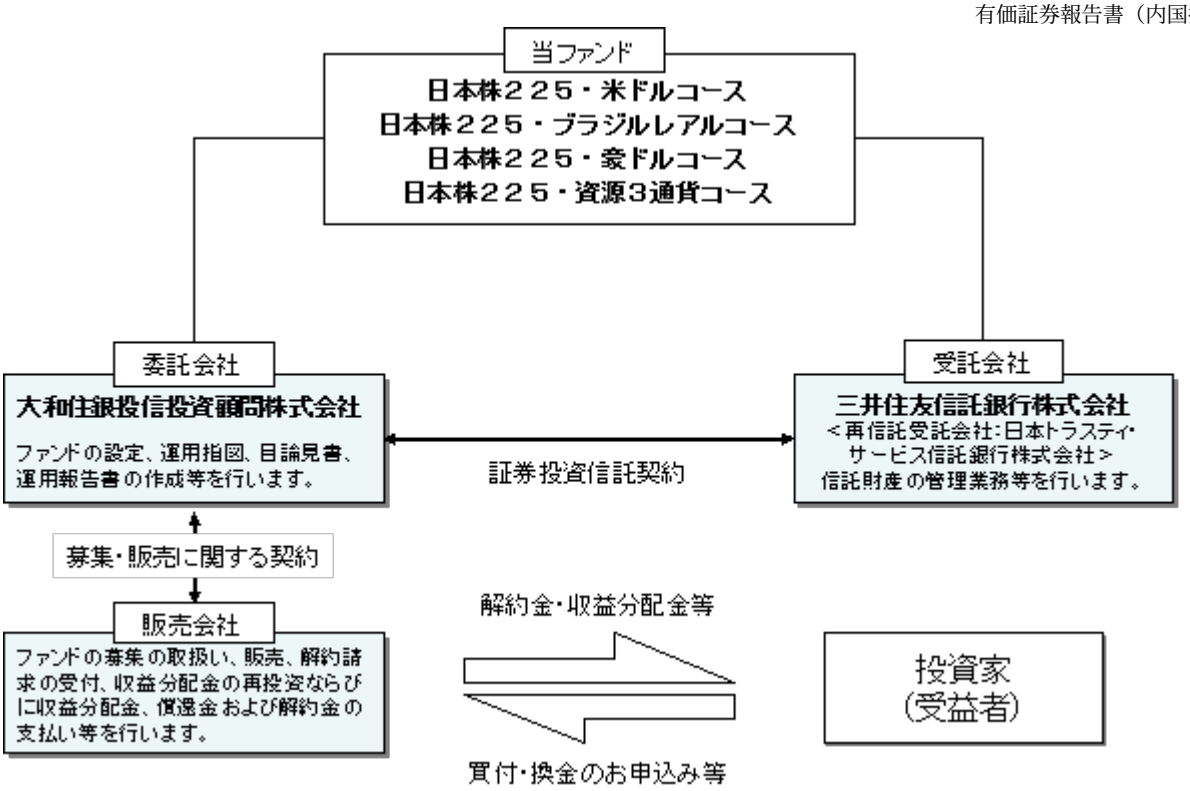

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

②委託会社等の概況（平成26年５月末現在）

・資本金の額　　20億円

・会社の沿革　　昭和48年６月１日　大和投資顧問株式会社設立
　　平成11年２月18日　証券投資信託委託業の認可取得
　　平成11年４月１日　住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内１－１－２	1,692,500	44.0
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内１－９－１ グラントウキョウ　ノースタワー	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア　イースト　プラットストリート100	385,000	10.0

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①主にわが国の株式を主要投資対象とする（※）を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
(注)上記の（※）は、以下の各々の場合において、次の通り読みかえるものとします。

米ドルコース	「Japan Stock 225 Fund USD Class」受益証券
ブラジルレアルコース	「Japan Stock 225 Fund BRL Class」受益証券
豪ドルコース	「Japan Stock 225 Fund AUD Class」受益証券
資源３通貨コース	「Japan Stock 225 Fund RCB Class」受益証券

②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】
①投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②運用の指図範囲
委託会社は、信託金を、主として（※）および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(注)上記の（※）は、以下の各々の場合において、次の通り読みかえるものとします。

米ドルコース	「Japan Stock 225 Fund USD Class」受益証券
ブラジルレアルコース	「Japan Stock 225 Fund BRL Class」受益証券
豪ドルコース	「Japan Stock 225 Fund AUD Class」受益証券
資源３通貨コース	「Japan Stock 225 Fund RCB Class」受益証券

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成26年５月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

＜ジャパン・ストック225・ファンドの概要＞

ファンド名	Japan Stock 225 Fund USD Class Japan Stock 225 Fund BRL Class Japan Stock 225 Fund AUD Class Japan Stock 225 Fund RCB Class
基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託証券／円建て
運用目的	主として日本の株式に投資することにより、わが国の株式市場（日経平均株価）の値動きを概ね捉えることを目指します。
主要投資対象	日本企業の株式を主要投資対象とします。また、為替取引を活用します。
投資方針	１．日経平均株価（225種）の構成銘柄を主要投資対象とします。 ・株式への投資にあたっては、日経平均株価（225種）の値動きを概ね捉えることを目指します。 ・効率的な運用を行うために日経平均株価指数先物取引やＥＴＦ等を活用する場合があります。 ・資金の流出入や売買コスト･タイミングなどにより、日経平均株価（225種）の値動きから大きく乖離する場合があります。 ２．各クラスにおいて、原則として保有する円建て資産に対し、円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。 ３．資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には、制限を設けません。 ・円建て以外の資産への投資は行いません。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
運用開始日	2011年10月31日
収益の分配	原則として毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	管理報酬等：年0.18%程度 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、為替管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。 上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。 受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。 ※上記の報酬等は将来変更になる場合があります。

投資運用会社	ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（UK）リミテッド （Daiwa SB Investments （UK） Ltd.）
副投資運用会社	大和住銀投信投資顧問株式会社（日本株の運用）

＜ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（UK）リミテッドの概要＞

同社は、1983年７月に英国法に基づき、英国ロンドンにおいて設立された会社で、大和住銀投信投資顧問株式会社の100％子会社です。同社は、主に機関投資家等に対して資産運用業務を行っております。同社は、為替取引を包括的に委託する場合があります。

＜キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要＞

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	―
主要投資対象	本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	平成19年２月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年７月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	―
その他	―

（３）【運用体制】

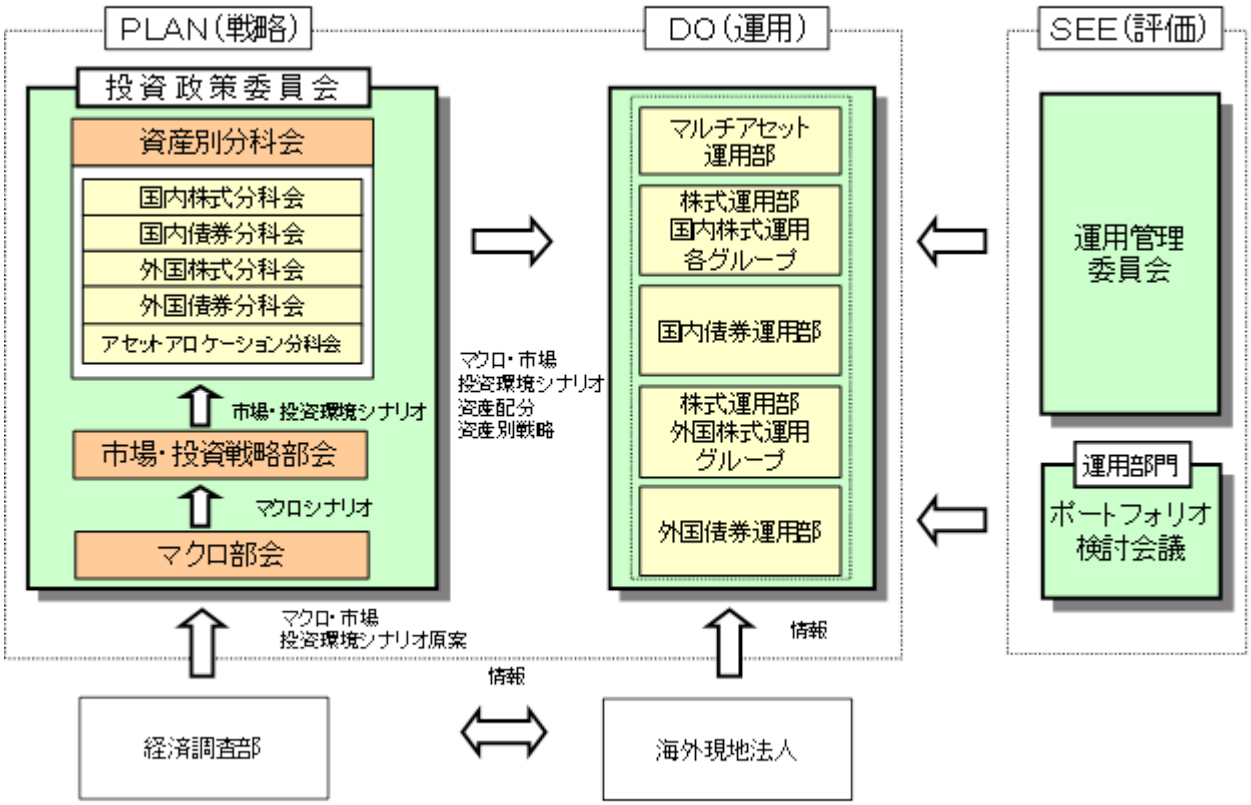

＊当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成26年５月末現在で約100名です。
＊運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
＊運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「３　投資リスク＜リスクの管理体制＞」に記載しております。
＊当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

（４）【分配方針】

①毎決算時（毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

(ニ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ニ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

□当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、投資信託証券を通じて、実質的に為替取引を行うため、為替の変動による影響を受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
□信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
□投資信託は預貯金と異なります。
□当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
□投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(１)価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(２)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(３)為替リスク

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落するおそれがあります。なお、取引対象通貨の金利が円金利より低い場合、円と取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。

(４)信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(５)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜その他の留意点＞

(１)為替取引に関する留意点

主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替取引ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

資源３通貨コースでは、各通貨の実質的な配分は概ね均等になることを基本としますが、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。

(２)ファンドの基準価額と日経平均株価（２２５種）との主な乖離要因

実質的な株式への投資にあたっては、日経平均株価（２２５種）の値動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いますが、当ファンドでは為替取引を活用しますので、当ファンドの基準価額と日経平均株価（２２５種）の値動きは乖離する可能性があります。当該為替要因を除いても、資金の流出入や売買コスト、売買タイミングなどの要因から、当ファンドの基準価額の動きは当該指数の動きから乖離する場合があります。

(３)繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、日本株２２５ファンド（通貨選択型）全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、日経平均株価が廃止された等の場合および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(４)外国投資信託証券への投資について

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、外国投資信託証券か

らわが国の株式へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

(５)換金請求の受付に関する留意点

取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(６)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング･オフ）の適用はありません。

(７)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

＜リスクの管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 （24名程度）	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 （18名程度）	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 （６名程度）	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー （１名）	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 （４名程度）	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆プロダクト管理部 （12名程度）	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆運用審査室 （５名程度）	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 （19名程度）	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

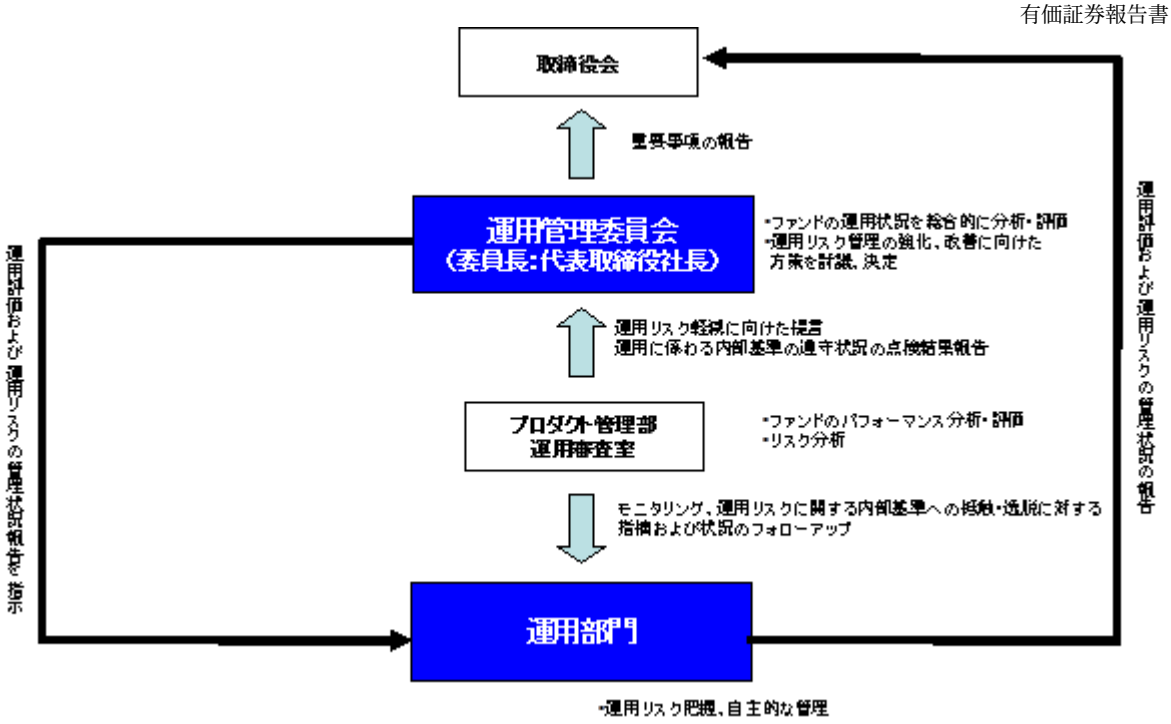

＊リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.999%（税抜0.925%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.45%（税抜）	年率0.45%（税抜）	年率0.025%（税抜）

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.18%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.179%（税込）程度です。

※ただし、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあるため、当該投資信託証券の純資産総額によっては、当ファンドにおける実質的な信託報酬が上記の率を超える場合があります。また、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、為替管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は当ファンドが投資対象とする投資信

託証券が負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があり、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることになります。
※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

①信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】
①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末（毎年４月、10月に属する計算期末）または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④信託財産留保額はありません。

（５）【課税上の取扱い】
当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。
受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税
・収益分配金の課税
収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。
・解約時および償還時の課税
譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

＜少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について＞

公募株式投資信託は税法上、平成26年１月１日以降の少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

＜個別元本について＞

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻

金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日本株２２５・米ドルコース】
（１）【投資状況】
（平成26年５月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	50,093	0.00%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,483,678,388	97.69%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		82,265,088	2.31%
純資産総額		3,565,993,569	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】
（平成26年５月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Japan Stock 225 Fund USD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	4,051,259,901	0.8484 3,437,088,901	0.8599 3,483,678,388	― ―	97.69%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	49,237	1.0173 50,093	1.0174 50,093	― ―	0.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.69%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	97.69%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成26年５月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成26年５月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成23年10月31日）	93	―	1.0000	―
第１特定期間末 （平成24年４月25日）	21	―	1.0739	―
第２特定期間末 （平成24年10月25日）	32	―	0.9792	―
第３特定期間末 （平成25年４月25日）	95	―	1.7383	―
平成25年５月末日	442	―	1.7391	―

平成25年６月末日	591	－	1.6488	－
平成25年７月末日	725	－	1.7078	－
平成25年８月末日	763	－	1.6549	－
平成25年９月末日	807	－	1.8127	－
第４特定期間末 （平成25年10月25日）	907	－	1.7616	－
平成25年10月末日	944	－	1.7779	－
平成25年11月末日	1,088	－	1.9615	－
平成25年12月末日	1,676	－	2.0918	－
平成26年１月末日	3,485	－	1.9076	－
平成26年２月末日	3,613	－	1.8867	－
平成26年３月末日	3,601	－	1.8772	－
第５特定期間末 （平成26年４月25日）	3,527	－	1.8261	－
平成26年４月末日	3,529	－	1.8171	－
平成26年５月末日	3,565	－	1.8457	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	7.4%
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	△8.8%
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	77.5%
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	1.3%
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	3.7%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	121,995,218	102,183,305
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	26,775,144	13,287,610
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	64,582,148	42,832,670
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	637,230,534	176,898,490
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	2,060,935,164	644,547,178

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【日本株２２５・ブラジルレアルコース】
（１）【投資状況】
（平成26年５月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	400,748	0.04%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	976,535,950	97.03%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		29,492,808	2.93%
純資産総額		1,006,429,506	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】
（平成26年５月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Japan Stock 225 Fund BRL Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 －	1,061,798,359	0.9061 962,095,494	0.9197 976,535,950	－ －	97.03%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 －	393,895	1.0173 400,748	1.0174 400,748	－ －	0.04%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.03%
親投資信託受益証券	0.04%
合計	97.07%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成26年５月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成26年５月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成23年10月31日）	1,846	－	1.0000	－
第１特定期間末 （平成24年４月25日）	238	255	0.9771	0.9971
第２特定期間末 （平成24年10月25日）	322	332	0.8194	0.8494
第３特定期間末 （平成25年４月25日）	398	407	1.5444	1.5744
平成25年５月末日	1,018	－	1.4583	－
平成25年６月末日	1,027	－	1.3438	－
平成25年７月末日	1,002	－	1.3492	－
平成25年８月末日	960	－	1.2728	－
平成25年９月末日	1,107	－	1.4573	－
第４特定期間末 （平成25年10月25日）	1,061	1,082	1.4505	1.4805
平成25年10月末日	1,084	－	1.4755	－
平成25年11月末日	1,115	－	1.5439	－
平成25年12月末日	1,233	－	1.6317	－
平成26年１月末日	1,114	－	1.4479	－
平成26年２月末日	1,112	－	1.4815	－
平成26年３月末日	1,106	－	1.5290	－
第５特定期間末 （平成26年４月25日）	1,070	1,092	1.5157	1.5457
平成26年４月末日	1,065	－	1.5087	－
平成26年５月末日	1,006	－	1.5442	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	0.0200
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	0.0300
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	0.0300
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	0.0300
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	0.0300

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	△0.3%
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	△13.1%
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	92.1%
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	△4.1%
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	6.6%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	2,104,442,769	1,859,947,278
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	333,222,765	184,299,281
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	670,900,547	806,566,914
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	855,666,786	381,866,379
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	569,932,717	595,250,743

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【日本株２２５・豪ドルコース】

（１）【投資状況】
（平成26年５月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	150,281	0.05%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	313,890,801	97.92%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		6,525,381	2.04%
純資産総額		320,566,463	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】
（平成26年５月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Japan Stock 225 Fund AUD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	350,012,044	0.8801 308,045,600	0.8968 313,890,801	― ―	97.92%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	147,711	1.0173 150,281	1.0174 150,281	― ―	0.05%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.92%
親投資信託受益証券	0.05%
合計	97.96%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成26年５月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成26年５月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成23年10月31日）	653	―	1.0000	―
第１特定期間末 （平成24年４月25日）	77	80	1.0552	1.0652
第２特定期間末 （平成24年10月25日）	126	128	0.9687	0.9837
第３特定期間末 （平成25年４月25日）	125	126	1.7617	1.7767
平成25年５月末日	161	―	1.6474	―
平成25年６月末日	142	―	1.4993	―
平成25年７月末日	145	―	1.5235	―
平成25年８月末日	138	―	1.4597	―
平成25年９月末日	158	―	1.6628	―
第４特定期間末 （平成25年10月25日）	157	159	1.6662	1.6812
平成25年10月末日	157	―	1.6651	―
平成25年11月末日	224	―	1.7611	―
平成25年12月末日	331	―	1.8609	―
平成26年１月末日	338	―	1.6650	―
平成26年２月末日	343	―	1.6809	―
平成26年３月末日	345	―	1.7254	―
第５特定期間末 （平成26年４月25日）	319	322	1.6851	1.7001
平成26年４月末日	317	―	1.6768	―
平成26年５月末日	320	―	1.7076	―

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	0.0100
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	0.0150
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	0.0150
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	0.0150
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	0.0150

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	6.5%
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	△6.8%
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	83.4%
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	△4.6%
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	2.0%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	736,851,691	663,312,398
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	101,184,505	44,134,105
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	82,065,798	141,301,750
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	45,829,504	22,465,779
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	171,358,782	76,547,128

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【日本株２２５・資源３通貨コース】

（１）【投資状況】

（平成26年５月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	50,093	0.04%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	114,989,520	101.60%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△1,859,818	△1.64%
純資産総額		113,179,795	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年５月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Japan Stock 225 Fund RCB Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	128,522,991	0.8839 113,601,964	0.8947 114,989,520	― ―	101.60%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	49,237	1.0173 50,093	1.0174 50,093	― ―	0.04%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	101.60%
親投資信託受益証券	0.04%
合計	101.64%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

（平成26年５月末現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成26年５月末現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成23年10月31日）	177	－	1.0000	－
第１特定期間末 （平成24年４月25日）	36	37	1.0450	1.0610
第２特定期間末 （平成24年10月25日）	37	38	0.8856	0.9096
第３特定期間末 （平成25年４月25日）	76	77	1.5373	1.5613
平成25年５月末日	116	－	1.4244	－
平成25年６月末日	115	－	1.3192	－
平成25年７月末日	118	－	1.3522	－
平成25年８月末日	111	－	1.2733	－
平成25年９月末日	124	－	1.4440	－
第４特定期間末 （平成25年10月25日）	124	126	1.4431	1.4671
平成25年10月末日	118	－	1.4503	－
平成25年11月末日	118	－	1.5368	－
平成25年12月末日	150	－	1.6226	－
平成26年１月末日	124	－	1.4254	－
平成26年２月末日	114	－	1.4522	－
平成26年３月末日	118	－	1.4838	－
第５特定期間末 （平成26年４月25日）	108	110	1.4520	1.4760
平成26年４月末日	108	－	1.4489	－
平成26年５月末日	113	－	1.4817	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	0.0160
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	0.0240
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	0.0240
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	0.0240
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	0.0240

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	6.1%
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	△13.0%
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	76.3%
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	△4.6%
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	2.3%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（平成23年10月31日～平成24年４月25日）	219,819,555	185,281,743
第２特定期間（平成24年４月26日～平成24年10月25日）	35,238,814	27,326,222
第３特定期間（平成24年10月26日～平成25年４月25日）	54,788,699	47,271,478
第４特定期間（平成25年４月26日～平成25年10月25日）	64,868,341	28,619,047
第５特定期間（平成25年10月26日～平成26年４月25日）	60,874,871	72,370,491

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（１）投資状況

（平成26年５月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	日本	4,630,391,630	76.28%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,440,058,089	23.72%
純資産総額		6,070,449,719	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成26年５月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	416 国庫短期証券 日本	国債証券 －	990,000,000	99.97 989,744,580	99.99 989,990,100	－ 2014/06/10	16.31%
2	404 国庫短期証券 日本	国債証券 －	990,000,000	99.98 989,818,830	99.98 989,848,530	－ 2014/10/20	16.31%
3	423 国庫短期証券 日本	国債証券 －	750,000,000	99.99 749,934,750	99.99 749,964,000	－ 2014/07/10	12.35%
4	323 2年国債 日本	国債証券 －	700,000,000	100.03 700,273,000	100.02 700,147,000	0.1000 2014/12/15	11.53%
5	261 10年国債 日本	国債証券 －	500,000,000	101.20 506,045,000	100.08 500,405,000	1.8000 2014/06/20	8.24%
6	319 2年国債 日本	国債証券 －	500,000,000	100.01 500,060,000	100.00 500,035,000	0.1000 2014/08/15	8.24%
7	317 2年国債 日本	国債証券 －	200,000,000	100.00 200,000,000	100.00 200,002,000	0.1000 2014/06/15	3.29%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
国債証券	76.28%
合計	76.28%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

（平成26年５月末現在）

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（平成26年５月末現在）

該当事項はありません。

（参考情報）

基準価額・純資産の推移 （設定日～2014年5月30日）

米ドルコース

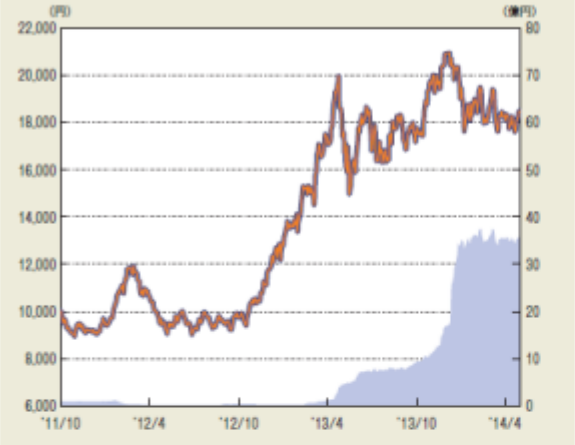

ブラジルレアルコース

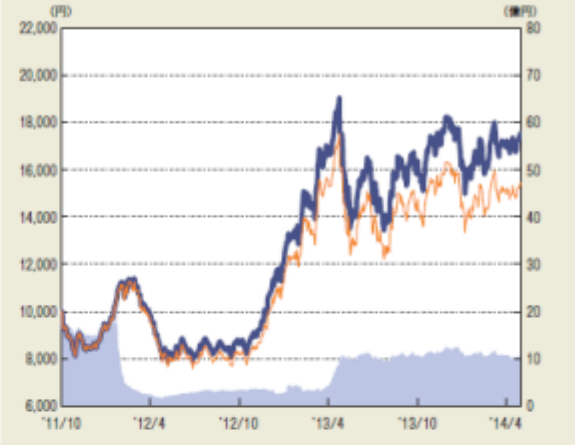

豪ドルコース

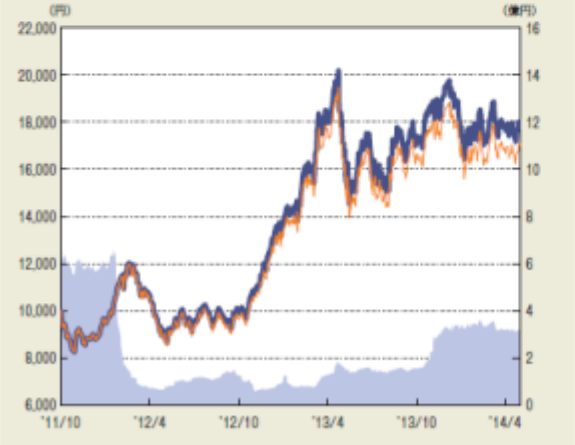

資源3通貨コース

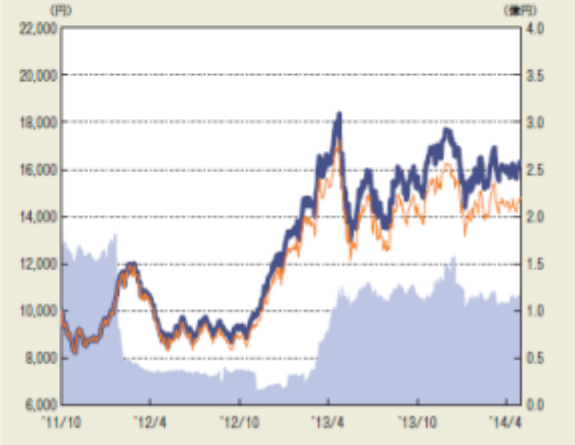

純資産総額：右目盛
基準価額（信託報酬控除後）：左目盛
基準価額（信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算）：左目盛

＊基準価額（信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算）は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

	米ドルコース	ブラジルレアルコース	豪ドルコース	資源3通貨コース
2014年 5月	0円	50円	25円	40円
2014年 4月	0円	50円	25円	40円
2014年 3月	0円	50円	25円	40円
2014年 2月	0円	50円	25円	40円
2014年 1月	0円	50円	25円	40円
直近1年間累計	0円	600円	300円	480円
設定来累計	0円	1,450円	725円	1,160円

＊分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

米ドルコース

投資銘柄	投資比率
Japan Stock 225 Fund USD Class	97.7%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

ブラジルレアルコース

投資銘柄	投資比率
Japan Stock 225 Fund BRL Class	97.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

豪ドルコース

投資銘柄	投資比率
Japan Stock 225 Fund AUD Class	97.9%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

資源3通貨コース

投資銘柄	投資比率
Japan Stock 225 Fund RCB Class	101.6%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

＊投資比率は全て純資産総額対比

■参考情報（上位10銘柄）

ジャパン・ストック225・ファンド

	投資銘柄	業種	投資比率
1	ファーストリテイリング	小売業	8.2%
2	ソフトバンク	情報・通信業	5.3%
3	日経２２５連動型上場投資信託	－	4.6%
4	ファナック	電気機器	4.2%
5	上場インデックスファンド２２５	－	3.0%
6	ＫＤＤＩ	情報・通信業	2.9%
7	京セラ	電気機器	2.2%
8	ダイワ上場投信－日経２２５	－	1.8%
9	本田技研工業	輸送用機器	1.7%
10	アステラス製薬	医薬品	1.6%

＊投資比率はジャパン・ストック225・ファンドの保有現物株（ETFを含む）の時価総額対比
＊業種は東証33業種分類

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	416 国庫短期証券	国債証券	16.3%
2	404 国庫短期証券	国債証券	16.3%
3	423 国庫短期証券	国債証券	12.4%
4	323 2年国債	国債証券	11.5%
5	261 10年国債	国債証券	8.2%
6	319 2年国債	国債証券	8.2%
7	317 2年国債	国債証券	3.3%

＊投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

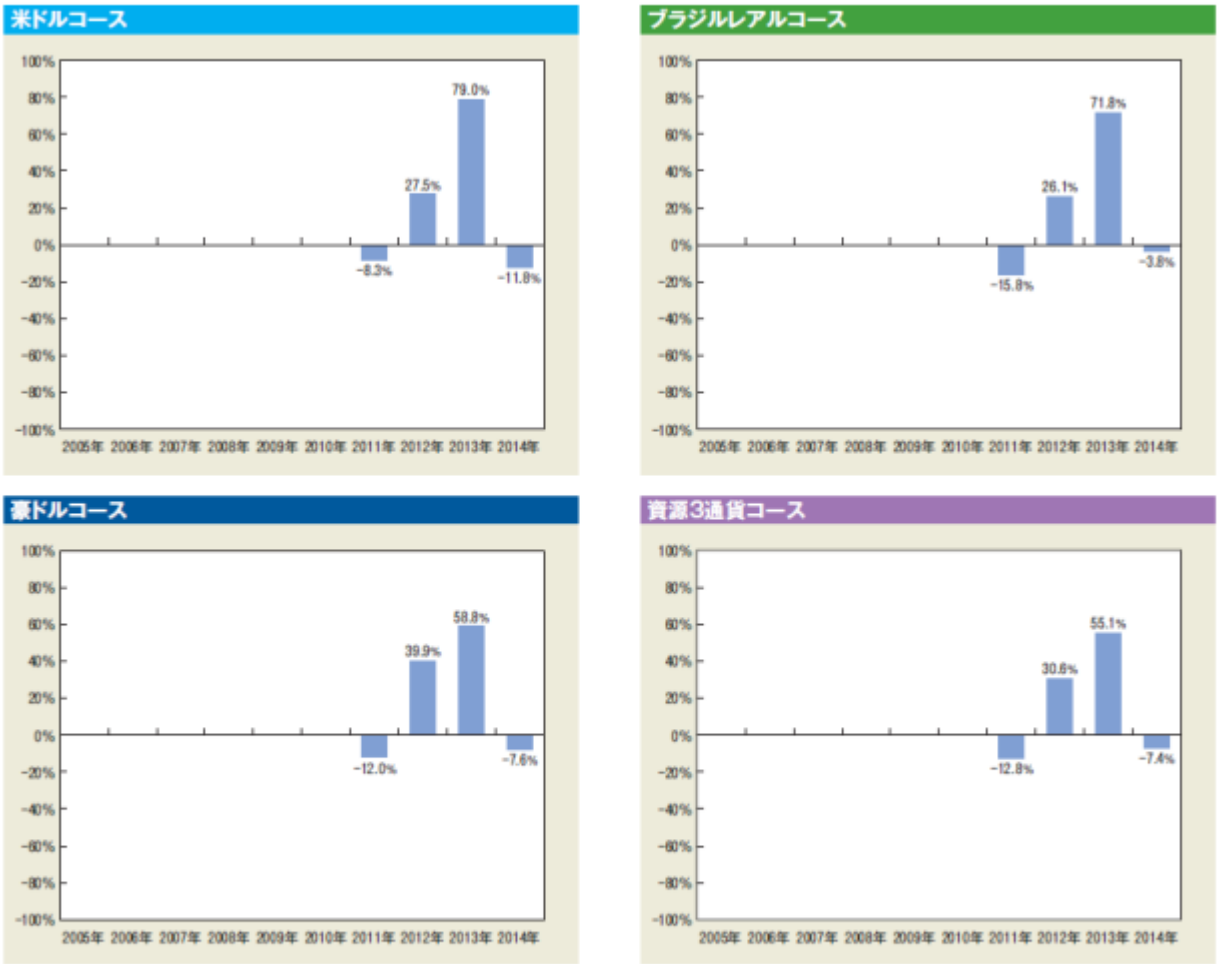

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2011年は当初設定日(2011年10月31日)から年末までの収益率、2014年は5月末までの収益率です。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
＊ファンドには、ベンチマークはありません。

- ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(１)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

(２)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初１口＝１円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(３)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金

受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
なお、当ファンドは米ドルコース、ブラジルレアルコース、豪ドルコース、資源３通貨コースの４つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
＊販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(４)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(注)当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。
□解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に

おいて当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主要投資対象の評価方法＞

有価証券等	評価方法
投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。

②基準価額は、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

(２)【保管】

該当事項はありません。

(３)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成23年10月31日）から、平成28年10月25日まで（約５年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、日本株２２５ファンド（通貨選択型）全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、日経平均株価が廃止された等の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（５）その他　①信託契約の解約」をご参照ください。）。

また、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

(４)【計算期間】

計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(５)【その他】

①信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、日本株２２５ファンド（通貨選択型）全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と

合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、日経平均株価が廃止された等の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ホ．前ニ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ヘ．前ニ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようと

する旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前イ．（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

⑧運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、特定期末（毎年４月、10月に属する計算期末）から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は特定期末に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

＜募集・販売契約＞

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(１)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該

収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。
　上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
　収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権
　受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
　償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。
　償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の換金（解約）請求権
　受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(４)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権
　受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(５)反対者の買取請求権
　信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成25年10月26日から平成26年４月25日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【日本株２２５・米ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	91,718,289	81,385,224
投資信託受益証券	884,368,930	3,449,836,500
親投資信託受益証券	50,074	50,088
流動資産合計	976,137,293	3,531,271,812
資産合計	976,137,293	3,531,271,812
負債の部		
流動負債		
未払金	65,105,102	－
未払解約金	2,452,178	500,151
未払受託者報酬	17,428	81,236
未払委託者報酬	627,625	2,924,646
その他未払費用	30,216	125,219
流動負債合計	68,232,549	3,631,252
負債合計	68,232,549	3,631,252
純資産の部		
元本等		
元本	515,380,969	1,931,768,955
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	392,523,775	1,595,871,605
（分配準備積立金）	45,436,844	353,259,699
元本等合計	907,904,744	3,527,640,560
純資産合計	907,904,744	3,527,640,560
負債純資産合計	976,137,293	3,531,271,812

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成25年４月26日 至 平成25年10月25日	当期 自 平成25年10月26日 至 平成26年４月25日
営業収益		
受取配当金	54,852,027	371,331,108
受取利息	12,439	47,668
有価証券売買等損益	△ 61,953,983	△ 578,452,277
営業収益合計	△ 7,089,517	△ 207,073,501
営業費用		
受託者報酬	79,736	329,735
委託者報酬	2,872,129	11,871,862
その他費用	30,216	125,219
営業費用合計	2,982,081	12,326,816
営業利益又は営業損失（△）	△ 10,071,598	△ 219,400,317
経常利益又は経常損失（△）	△ 10,071,598	△ 219,400,317
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 10,071,598	△ 219,400,317
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	17,373,258	25,351,598
期首剰余金又は期首欠損金（△）	40,640,151	392,523,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	506,179,289	2,047,237,545
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	506,179,289	2,047,237,545
剰余金減少額又は欠損金増加額	126,850,809	599,137,800
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	126,850,809	599,137,800
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	392,523,775	1,595,871,605

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
１．元本状況		
期首元本額	55,048,925円	515,380,969円
期中追加設定元本額	637,230,534円	2,060,935,164円
期中一部解約元本額	176,898,490円	644,547,178円
２．受益権の総数	515,380,969口	1,931,768,955口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自　平成25年４月26日 至　平成25年10月25日	当期 自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
分配金の計算過程 第17期計算期間末（平成25年５月27日）に、分配した金額はありません。 第18期計算期間末（平成25年６月25日）に、分配した金額はありません。 第19期計算期間末（平成25年７月25日）に、分配した金額はありません。 第20期計算期間末（平成25年８月26日）に、分配した金額はありません。 第21期計算期間末（平成25年９月25日）に、分配した金額はありません。 第22期計算期間末（平成25年10月25日）に、分配した金額はありません。	分配金の計算過程 第23期計算期間末（平成25年11月25日）に、分配した金額はありません。 第24期計算期間末（平成25年12月25日）に、分配した金額はありません。 第25期計算期間末（平成26年１月27日）に、分配した金額はありません。 第26期計算期間末（平成26年２月25日）に、分配した金額はありません。 第27期計算期間末（平成26年３月25日）に、分配した金額はありません。 第28期計算期間末（平成26年４月25日）に、分配した金額はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年４月25日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成25年10月25日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	△27,944,071
合計	△27,944,071

当期（平成26年４月25日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△5
投資信託受益証券	△9,529,134
合計	△9,529,139

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成25年10月25日現在）
該当事項はありません。

当期（平成26年４月25日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成25年10月26日　至　平成26年４月25日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
１口当たり純資産額 1.7616円 「１口＝１円（10,000口＝17,616円）」	１口当たり純資産額 1.8261円 「１口＝１円（10,000口＝18,261円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Japan Stock 225 Fund USD Class	4,049,579,177	3,449,836,500	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	49,237	50,088	
合計　２銘柄			4,049,628,414	3,449,886,588	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成25年10月25日現在 金額（円）	平成26年４月25日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,081,736,140	1,302,950,969
国債証券	6,335,773,880	5,131,114,370
未収利息	1,432,607	3,564,238
前払費用	3,711,779	180,273
流動資産合計	8,422,654,406	6,437,809,850
資産合計	8,422,654,406	6,437,809,850
負債の部		
流動負債		
未払金	489,903,470	－
未払解約金	91,848,115	46,881,468
流動負債合計	581,751,585	46,881,468
負債合計	581,751,585	46,881,468
純資産の部		
元本等		
元本	7,709,735,397	6,281,961,787
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	131,167,424	108,966,595
元本等合計	7,840,902,821	6,390,928,382
純資産合計	7,840,902,821	6,390,928,382
負債純資産合計	8,422,654,406	6,437,809,850

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成25年10月25日現在	平成26年４月25日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	5,059,465,683円	7,709,735,397円
期中追加設定元本額	11,646,233,075円	3,833,431,806円
期中一部解約元本額	8,995,963,361円	5,261,205,416円
元本の内訳		
ＳＭＢＣファンドラップ・ヘッジファンド	3,698,581円	7,302,226円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州株	6,271,314円	11,039,035円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国株	2,387,151円	4,869,357円
ＳＭＢＣファンドラップ・コモディティ	682,274円	1,261,039円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国債	4,863,699円	7,824,934円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州債	4,021,298円	5,990,760円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債	1,615,145円	3,195,729円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本グロース株	5,374,746円	9,164,259円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本中小型株	1,429,527円	4,564,282円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本債	13,316,392円	28,876,421円
ＤＣ日本国債プラス	－	77,086,172円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	518,879,365円	385,446,530円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	1,443,302,407円	1,175,304,415円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	26,248,378円	22,083,063円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	2,714,706,949円	2,064,925,180円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	52,970,686円	41,177,296円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	508,606,950円	391,683,152円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	1,650,017,101円	1,513,622,440円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー･ポートフォリオ）	170,764,177円	127,506,050円
エマージング好配当株オープン　マネー･ポートフォリオ	4,908,056円	4,612,141円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	5,938,366円	5,161,124円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	4,678,894円	3,538,104円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	5,776,337円	5,236,334円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	12,479,882円	7,050,060円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）	80,364,006円	66,608,332円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）	40,013,539円	38,177,320円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース	99,502,717円	81,616,879円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	14,634,392円	12,452,025円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）	24,475,087円	3,467,024円
ストラテジック・アジア株式ファンド（限定追加型）	520,347円	－
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース	9,783円	9,783円
株式＆通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	9,512,243円	9,512,243円
日本株２２５・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株２２５・ブラジルレアルコース	393,895円	393,895円
日本株２２５・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株２２５・資源３通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルＣＢオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルＣＢオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルＣＢオープン（マネープールファンド）	97,973,517円	27,093,706円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円

スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年２回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年２回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	2,345,354円	2,785,223円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	3,768,017円	1,722,494円
カナダ高配当株ファンド	―	984円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（適格機関投資家限定）	98,377円	98,377円
大和住銀ボラティリティ調整型日本株F-1（適格機関投資家限定）	66,705,582円	23,022,533円
合計	7,709,735,397円	6,281,961,787円
２．受益権の総数	7,709,735,397口	6,281,961,787口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年４月25日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年10月25日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	△742,110
合計	△742,110

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年７月26日から平成25年10月25日まで）を指しております。

（平成26年４月25日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	△4,826,790
合計	△4,826,790

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年７月26日から平成26年４月25日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成25年10月25日現在）
該当事項はありません。

（平成26年４月25日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成25年10月26日　至　平成26年４月25日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成25年10月25日現在	平成26年４月25日現在
１口当たり純資産額 1.0170円 「１口＝１円（10,000口＝10,170円）」	１口当たり純資産額 1.0173円 「１口＝１円（10,000口＝10,173円）」

（３）附属明細表
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	316 2年国債	500,000,000	500,005,000	
	国債証券	317 2年国債	200,000,000	200,010,000	
	国債証券	319 2年国債	500,000,000	500,055,000	
	国債証券	323 2年国債	700,000,000	700,175,000	
	国債証券	261 10年国債	500,000,000	501,215,000	
	国債証券	404 国庫短期証券	990,000,000	989,806,950	
	国債証券	416 国庫短期証券	990,000,000	989,933,670	
	国債証券	423 国庫短期証券	750,000,000	749,913,750	
合計　８銘柄			5,130,000,000	5,131,114,370	

＜参考＞
当ファンドは、「Japan Stock 225 Fund USD Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。
※なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2013年３月31日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。
以下の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「有価証券明細表」等は、2013年３月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

	2013年３月31日現在 （日本円で表示）
資産の部	
有価証券（公正価値）（取得原価 \261,994,910）	\ 260,030,000
現金	151,685,108
未収入金:	
受益証券発行分	1,900,146
配当金	183
為替予約取引決済分	6
未収変動証拠金	88,988,022
その他資産	2,027,601

資産　合計		**504,631,066**

負債の部		
為替予約取引に係る評価損		11,600,043
支払債務:		
専門家報酬		4,513,819
保管手数料		1,722,764
管理会社報酬		905,199
名義書換代理人報酬		326,128
未払投資顧問料		184,672
為替管理報酬		125,369
負債　合計		**19,377,994**
純資産	\	**485,253,072**

純資産		
Class A - AUD Class	\	76,452,067
Class B - BRL Class		313,196,909
Class C - USD Class		58,153,482
Class E - RCB Class		37,450,614
	\	**485,253,072**
発行済み受益証券		
Class A - AUD Class		68,230,586
Class B - BRL Class		288,929,652
Class C - USD Class		52,971,284
Class E - RCB Class		34,243,433
受益証券一口あたりの純資産		
Class A - AUD Class	\	1.1205
Class B - BRL Class	\	1.0840
Class C - USD Class	\	1.0978
Class E - RCB Class	\	1.0937

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

損益計算書（2013年３月31日に終了した年度）　　**（日本円で表示）**

収益		
受取配当金（支払外国税 \147,880）	\	1,961,826
収益　合計		1,961,826

費用	
保管手数料	8,676,619
専門家報酬	4,926,931
管理会社報酬	3,315,960
名義書換代理人報酬	1,430,769
受託会社報酬	1,077,898
投資顧問料	622,935
名義書換料	294,131
ファンド設立費用	181,770
為替管理報酬	44,497
費用　合計	20,571,510
純損失	(18,609,684)
実現及び未実現（損）益:	
実現（損）益:	
有価証券	66,132,638
先物取引	63,750,807
為替取引及び為替予約取引	63,032,114
実現益　合計	192,915,559
未実現（損）益の変動:	
有価証券	(26,038,643)
先物取引	8,661,000
為替取引及び為替予約取引	(3,086,978)
未実現（損）の変動　合計	(20,464,621)
実現及び未実現益　合計	172,450,938
運用による純資産の増加額	\ 153,841,254

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

純資産変動計算書 （2013年３月31日に終了した年度）　　**（日本円で表示）**

運用による純資産の増（減）額	
純損失	\ (18,609,684)
実現益	192,915,559
未実現損の正味変動額	(20,464,621)
運用による純資産の増加額	153,841,254
受益者への分配金	(103,539,516)
ファンドの受益証券の取引による純資産の減少額	(77,400,349)

純資産の減少額		(27,098,611)
純資産		
期首		512,351,683
期末	\	485,253,072

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

有価証券明細表　（2013年3 月31日現在）

株数	銘柄名	純資産比率（%）	公正価値
	EXCHANGE TRADED FUNDS（53.6%）		
	日本（53.6%）		
4,000	Daiwa ETF - Nikkei 225		\ 50,680,000
6,500	Nikko Exchange Traded Index Fund 225		82,550,000
10,000	Nomura ETF - Nikkei 225 Exchange Traded Fund		126,800,000
			260,030,000
	日本　計		260,030,000
	EXCHANGE TRADED FUNDS（取得原価　\261,994,910）		\ 260,030,000
	有価証券　計（取得原価　\261,994,910）	53.6	\ 260,030,000
	現金その他資産（負債控除後）	46.4	225,223,072
	純資産	100.0%	\ 485,253,072

先物取引　2013年３月31日現在

2013年3月31日現在、78,279,453円相当の現金及び現金同等物が以下の先物取引の証拠金として差し入れられている。

売買	銘柄	満期日	契約数	評価益
Long	Nikkei 225 Index	06/2013	18	\ 10,761,000

為替予約取引

買	取引先	契約額	決済日	売	契約額	評価（損）益
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	17,602	04/05/2013	JPY	1,661,247	\ (6,266)

Class A - AUD Class の為替予約取引

買	取引先	契約額	決済日	売	契約額	評価（損）益
AUD	Deutsche Bank AG	800,739	04/26/2013	JPY	78,990,681	\ (655,543)

Class B - BRL Class の為替予約取引

買	取引先	契約額	決済日	売	契約額	評価（損）益
BRL	Deutsche Bank AG	6,464,463	04/26/2013	JPY	310,433,829	\ (9,821,285)

Class C - USD Class の為替予約取引

買	取引先	契約額	決済日	売	契約額	評価（損）益
USD	Deutsche Bank AG	624,881	04/26/2013	JPY	59,400,506	\ (658,372)

Class E - RCB Class の為替予約取引

買	取引先	契約額	決済日	売	契約額	評価（損）益
AUD	Deutsche Bank AG	126,699	04/26/2013	JPY	12,494,233	\ (99,427)
BRL	Deutsche Bank AG	261,929	04/26/2013	JPY	12,488,136	(307,607)
ZAR	Deutsche Bank AG	1,216,465	04/26/2013	JPY	12,475,356	(51,543)
						\ (458,577)

為替予約取引に係る評価益	\ －
為替予約取引に係る評価損	(11,600,043)
	\ (11,600,043)

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

用語:

AUD – オーストラリアドル

BRL – ブラジルレアル

JPY – 日本円

RCB – BRL、AUD、ZAR　を含む資源国通貨のバスケット

USD – アメリカドル

ZAR – 南アフリカランド

重要な会計方針

以下は、本ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（「米国GAAP」）に準拠して、その財務諸表を作成するにあたって継続して適用している重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、財務諸表の報告額及び開示事項に影響する予想及び仮定を設定する必要がある。このような予想と実績は異なる可能性がある。

(A)　受益証券の純資産額の決定

本ファンドの純資産額（以下、純資産額）は、毎営業日及び受託会社が決定（以下、それぞれの計算日）するその他の時点において計算される。本ファンドの純資産額は、管理会社報酬、弁護士報酬、監査報酬並びにその他の専門家報酬及び費用等を含み、本ファンドの資産及び負債の全額を考慮して計算される。

本ファンドの各クラスに関する純資産額は、日本円で計算される。日本円で表示される一口当たりの純資産額は、通常毎営業日に計算される。

(B)　有価証券の評価

純資産額を計算する目的上、市場の公表価格が容易に入手できる有価証券及びその他の資産は、公正価値で計上されている。公正価値は通常、直近に報告された売却価格、または売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから取得する価格を基に決定される。

市場の公表価格が容易に入手できない有価証券及びその他の資産は、運用会社からの助言に従うブラウン・ブラザーズ・ハリマン社（管理会社）が誠実に決定した公正価値で評価する。

最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ（売買情報、ビッドアスク情報、ブローカー価格など）がない状況では、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後に本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所もしくは有価証券取引市場が終日開かれず、他の市場価格も入手できないような場合も、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。

管理会社は、本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要事象の監視、及びそうした重要事象が有価証券やその他の資産の価値に影響するかどうかの判断の責任を負う。

本ファンドが公正価値を用いて純資産額を決定する際、有価証券がその主要な取引市場の公表価格で算出されるのではなく、運用会社またはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考える他の方法により算出される価額で評価される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断を要することがある。

本ファンドの方針は、算出した本ファンドの純資産額が価格決定時点の有価証券の価値を適切に反映することを目指している。しかし、運用会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合に本ファンドが得る価格を正確に反映することは保証できない（例えば、強制処分または清算処分の場合など）。本ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現されるであろう価値とは異なる場合があり、そうした相違は財務諸表に重大な影響を及ぼし得る。

＜公正価値測定＞

米国GAAPに基づく公正価値測定及び開示事項に関する当局の指針に従い、本ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法に関する入力数値に優先順位を付けており、それに基づき、その投資の公正価値を開示している。分類において、優先順位が最も高いのは、活発な市場で同一資産または負債における未調整の公表価格に基づく評価（レベル１）で、優先順位が最も低いのは、その評価にとって重大な、観察不可能な入力数値に基づく評価（レベル３）である。当該指針は、公正価値の分類に次の３レベルを設定している。

・レベル１：　公正価値の測定は、同一の資産・負債における活発な市場での（調整なしの）公表価格よるものである。

・レベル２：　公正価値の測定は、資産・負債において直接的（例えば、価格）にも、間接的（例えば、価格から派生したもの）にも観察可能な、レベル１に含まれる公表価格以外の入力数値によるものである。

・レベル３：　公正価値の測定は、観察可能な市場データに基づかない（観察不可能な入力数値）資産・負債の入力数値含む評価技法によるものである。

入力数値は、様々な評価技法を適用する際に用いられ、また、リスクに対する仮定を含む、市場参加者が評価を決定するにあたって用いる様々な仮定を幅広く参照している。入力数値には、価格情報、特定の広範な信用データ、流動性に関する統計値、及びその他の要素などが含まれる場合がある。

公正価値の分類内での金融商品のレベルは、公正価値測定にとって極めて重要な入力数値の最低水準に基づいている。しかし、何が「観察可能」を構成するのかを決定するには、運用会社による重要な判断が必要となる。運用会社は、容易に入手でき、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与し

ている独立した情報源によって提供されている市場データを観察可能なデータとみなしている。ある金融商品に関する分類は、その価格決定の透明性に基づくもので、当該商品に対する運用会社の認識したリスクとは必ずしも一致しない。

投資

公正価値が活発な市場の公表価格に基づいているためレベル１に分類される有価証券には、上場株式及び上場投資信託証券（ＥＴＦs）が含まれている。本ファンドがそのような商品を大量に保有し、売却すると取引価格に影響を与え得ると合理的に判断できる状況においても、当該商品の公表価格は調整されない。

活発でない市場で取引されているものの、市場の公表価格、ディーラーの呼び値、または観察可能な入力数値に基づくその他の価格情報源に基づいて評価されている投資はレベル２に分類される。これらには、投資適格な債券及びソブリン債が含まれている。レベル２の有価証券は、活発な市場で取引されていない、または譲渡制限の対象となっているポジションを含むため、その評価は一般的に入手可能な市場情報に基づいた非流動性または非譲渡性を反映するように調整される。

デリバティブ取引

本ファンドは、ヘッジ目的で、予想ヘッジを含むデリバティブ取引を利用する場合がある。ヘッジ取引は、本ファンドが、デリバティブ取引を用いて、他の保有有価証券に関連するリスクを相殺する一つの戦略である。ヘッジ取引は損失を減少させるが、一方で市場が本ファンドによって予想された方向と異なる方向に動いたり、あるいはデリバティブ取引のコストがヘッジ取引による利益を上回ると収益を減少させ、または損失を生じさせる場合がある。

ヘッジ取引はまた、デリバティブ取引の価値の変動が、予想したほどにヘッジ対象有価証券の価値の変動に連動しないリスクがある。その場合、ヘッジされている保有有価証券の損失は減少せず、増加するかもしれない。

本ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らす、もしくは、ヘッジ取引が有効である、あるいは、コストに見合う効果が得られるという保証はない。本ファンドにはヘッジ取引を用いる義務はなく、ヘッジ取引を用いない選択もできる。本ファンドがデリバティブ取引に投資すると、投資元本金額を超える損失を被る場合がある。また、適切なデリバティブ取引があらゆる環境で利用できるとは限らず、本ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすために効果があると思われる場合でも、その取引を利用できるという保証はない。

デリバティブ取引は、証券取引所、または店頭取引で当事者間の交渉により取引されることもある。先物取引や上場オプション取引などの取引所上場デリバティブ取引は、活発に取引されているとみなされるか否かに応じて、通常では公正価値のレベル１またはレベル２に分類される。

為替予約取引及びスワップを含む店頭デリバティブ取引については、取引相手先、ディーラーまたはブローカーから受領する価格等、観察可能な入力数値を入手でき、それらが信頼できるとみなされた場合には、常にそれらを用いて評価する。モデルが使われているような際には、店頭デリバティブ取引の価値は、商品の契約条件や特定の固有リスク、さらには観察可能な入力数値の入手可能性や信頼性に依存する。そのような入力数値としては、参照する有価証券の市場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ指標、期限前償還率及びそれぞれの入力数値の相関関係などが挙げられる。

通常の為替予約取引及びスワップのような店頭デリバティブ取引は、一般に市場データで確認できるため、レベル２に分類される入力数値を有している。

流動性が低いか、入力数値が観察不可能な店頭デリバティブ取引は、レベル３に分類される。こうした流動性の低い店頭デリバティブ取引の評価は、一部のレベル１またはレベル２の入力数値を利用できるが、公正価値の決定には重要であるとみなされる観察不可能なその他の入力数値も含んでいる。

各測定日において、観察可能な入力数値を反映するためにレベル１及びレベル２の入力数値を更新するが、その結果としての損益は、観察不可能な入力数値が重要であることを理由としてレベル３に反映される。

次の表は、2013年３月31日現在の貸借対照表に計上された金融商品を、項目別及び公正価値をレベル別に表示したものである。*

資　産 ＥＴＦ	（未調整） 活発な市場における同一の投資に係る公表価格を反映した入力数値 (Level １)	重要なその他の観察可能な入力数値 (Level ２)	重要な観察不可能な入力数値 (Level ３)	2013年３月31日時点での公正価値
日本	\ 260,030,000	\ -	\ -	\ 260,030,000
有価証券　計	**\ 260,030,000**	**\ -**	**\ -**	**\ 260,030,000**
金融デリバティブ商品**				
先物取引	10,761,000	-	-	10,761,000
資産　計	**\ 270,791,000**	**\ -**	**\ -**	**\ 270,791,000**
負　債				
金融デリバティブ商品**				
為替予約取引	\ -	\ (11,600,043)	\ -	\ (11,600,043)
負債　計	**\ -**	**\ (11,600,043)**	**\ -**	**\ (11,600,043)**

* 分類についての詳細情報は、有価証券明細表を参照。

**先物取引や為替予約取引のような金融デリバティブ取引は、評価損益で評価される。

2013年３月31日に終了した期間において、レベル1、レベル２及びレベル３間の異動はなかった。

2013年３月31日現在、レベル３で評価された有価証券はない。

(C)　有価証券の取引及び収益

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で算出されている。分配金は配当落ち日に計上される。収益は外国税が控除された純額で計上される。

(D)　分配方針

本ファンドは、受益者決議または受託会社の裁量によって、分配金（現金または現物による）の支払いを公表し実行する。本ファンドは、受益者に対して毎月分配することを目指す。

本ファンドは、当該月の分配日直前の営業日、または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「基準日」）に当該分配を公表し、通常毎月20日（休業日の場合には翌営業日）または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「分配日」）に分配を行うことを目指す。

当クラスの受益証券保有者は分配金を再投資し、各分配日に発行された受益証券を受け取るものとする。

2013年3月31日に終了した期間に係る分配及び再投資額は以下の通りであった。

受益者への分配金	金　額
Class A-AUD Class	\ 24,777,804
Class B-BRL Class	63,449,150
Class C-USD Class	6,918,329

Class D-ZAR Class	866,642
Class E-RCB Class	7,527,591
分配金合計	**\ 103,539,516**

(E) 現金及び外国通貨

本ファンドの機能通貨及び報告通貨は日本円である。外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値は、毎営業日の最新の為替レートに基づいて本ファンドの機能通貨に換算される。

為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上されている。有価証券の実現損益、未実現損益、並びに収益及び費用は、各取引日及び報告日のレートでそれぞれ換算されている。

有価証券及びデリバティブ取引への投資に関する外国通貨の為替レートの変動による影響は、損益計算書上で当該有価証券の市場価格及び評価の変動の影響と区分されず、実現及び未実現損益に含めて計上している。

(F) 為替予約取引

本ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済に伴い、本ファンドが保有する有価証券の一部または全部に伴う通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、為替予約取引を締結することがある。

為替予約取引は、二当事者間で将来の特定日に設定された価格で通貨の売買を行う契約である。為替予約取引の公正価値は、外国為替相場の変動により上下する。為替予約取引は毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益として計上される。

実現損益は取引開始時における価値と取引終了時における価値との差額に相当し、通貨の引き渡しまたは受領により計上される。これらの契約には、貸借対照表に計上された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、本ファンドは、取引相手先が契約の条件を履行できなくなる場合や、為替の変動がベース通貨に不利となる場合にリスクにさらされる可能性がある。

本ファンドはまた、投資家向けに為替リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を締結できる権限を付与されている。特定クラスの為替予約取引から生じた損益は、その特定クラスに配賦される。2013年３月31日現在締結されている為替予約取引は、有価証券明細表に記載されている。

(G) 先物取引

本ファンドは、先物取引を締結できる。本ファンドは、証券市場または金利及び通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理するために、先物取引を利用する。また、本ファンドはヘッジ目的ではなく、外貨への直接投資として、先物取引またはオプションを売建てまたは買建てをする場合がある。

先物取引の利用に伴う主たるリスクには、本ファンドが保有する有価証券の市場価額の変動と先物取引価格間の不完全な相関性、市場が非流動的である可能性、及び取引相手先が契約条件を履行できない可能性がある。先物取引は、市場で示された毎日の清算価格で評価される。

本ファンドは、先物取引の締結に際して、先物ブローカーまたは取引所の定める当初証拠金額要件に従い、現金または米国政府機関債を先物ブローカーに預け入れることが義務づけられている。先物取引は毎日値洗いされ、価格の変動により適宜未払金あるいは未収金（「変動証拠金」）が本ファンドに計上される。損益は認識されるが、当該契約が期限を迎えるか決済されるまで実現損益とはみなされない。先物取引には、貸借対照表に開示された変動証拠金を超える損失リスクが様々な度合いで含まれている。2013年３月31日時点の先物取引は、有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

会計基準編纂書（ASC 815-10-50）は、デリバティブ取引及びヘッジ取引の開示を義務づけている。具体的には、a)デリバティブ取引をどのように、また何故利用しているか、b)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引をどのように計上してい

るか、c)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引が財政状態、経営成績及びキャッシュフローにどのような影響を及ぼすか、を開示することが要求されている。

本ファンドは、いかなるデリバティブ取引もASC 第 815号に基づくヘッジ取引として指定していない。

本ファンドは、為替予約取引及び先物取引をトレーディング目的で行っており、主として為替リスクを負っている。これらデリバティブ取引の公正価値は、貸借対照表に記載されるとともに、公正価値の変動は、損益計算書内の為替予約取引及び先物取引に関する実現損益または未実現損益の純変動額として計上される。

以下は、リスク・ディスクロージャーとして分類されているファンドのデリバティブ取引の公正価値の要約である。

2013年3月31日時点の貸借対照表におけるデリバティブ取引の公正価値

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当箇所	株式	外国為替取引
デリバティブ資産		
先物取引に係る評価益*	\ 10,761,000	\ —
	\ 10,761,000	\ —
デリバティブ負債		
為替予約取引に係る評価（損）	\ —	\ (11,600,043)
	\ —	\ (11,600,043)

* デリバティブ取引の公正価値は、有価証券明細表に記載された先物取引の累積（損）益に含まれている。直近の変動証拠金のみ、貸借対照表に記載されている。

2013年３月31日に終了した期間の損益計算書におけるデリバティブ取引の影響

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当箇所	株式	外国為替取引
運用の成果として認識されたデリバティブに係る実現（損）益		
先物取引に係る実現益	\ 63,750,807	\ —
為替予約取引に係る実現益	—	62,992,557
	\ 63,750,807	\ 62,992,557
運用の成果として認識されたデリバティブに係る未実現（損）益の変動		
先物取引に係る未実現益の変動	\ 8,661,000	\ —
為替予約取引に係る未実現（損）の変動	—	(3,086,978)
	\ 8,661,000	\ (3,086,978)

2013年３月31日に終了した年度における為替予約取引の未決済の平均想定元本はおよそ次の通り：

Total Fund	\ 853,284
Class A-AUD Class	\ 88,854,247
Class B-BRL Class	\ 281,284,025
Class C-USD Class	\ 20,857,705
Class D-ZAR Class	\ 814,441
Class E-RCB Class	\ 29,946,102

2013年３月31日に終了した年度における先物取引の未決済の契約数は平均21件だった。

ファンドは、特定の取引相手方と、随時締結される店頭デリバティブ取引及び外国為替取引を規定する国際スワップ・デリバティブ協会（ＩＳＤＡ）マスター契約（以下「マスター契約」という。）の当事者である。当該マスター契約には、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要求、債務不履行事由及び期限前終了に関する条項が含まれる場合がある。

担保要求はファンドにおける各取引先のネット・ポジションに基づいて決定される。担保は、現金やファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券である。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条項に従ってファンドに提供された担保は、ファンドの保管会社によって別の口座で保有され、売却または再担保が可能な額に関してはファンドの有価証券明細表に表示される。ファンドが提供した担保がある場合は、ファンドの保管会社により分別保管され、ファンドの有価証券明細表において識別される。

ファンド側の取引終了事由は、一定期間に亘りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生し得る。取引相手方側の取引終了事由は、取引相手方の信用格付が規定のレベルを下回る場合に発生し得る。いずれの場合も、発生時に、他方当事者は期限前終了を選択し、期限前終了を選択した当事者による合理的決定に基づいて、未決済デリバティブ契約及び外国為替取引のすべての決済（期限前終了によって生じた損失及び費用の支払を含む）が行われる。単一または複数のファンドの取引相手方による期限前終了の決定が、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与える可能性がある。

【日本株２２５・ブラジルレアルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	35,334,153	31,329,958
投資信託受益証券	1,032,290,212	1,046,920,296
親投資信託受益証券	400,591	400,709
未収入金	26,015,077	3,731,957
流動資産合計	1,094,040,033	1,082,382,920
資産合計	1,094,040,033	1,082,382,920
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,657,765	3,531,174
未払解約金	28,363,133	7,419,662
未払受託者報酬	23,272	24,971
未払委託者報酬	837,933	899,170
その他未払費用	48,092	55,571
流動負債合計	32,930,195	11,930,548
負債合計	32,930,195	11,930,548
純資産の部		
元本等		
元本	731,553,015	706,234,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	329,556,823	364,217,383
（分配準備積立金）	117,080,416	126,191,375
元本等合計	1,061,109,838	1,070,452,372
純資産合計	1,061,109,838	1,070,452,372
負債純資産合計	1,094,040,033	1,082,382,920

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成25年４月26日 至 平成25年10月25日	当期 自 平成25年10月26日 至 平成26年４月25日
営業収益		
受取配当金	145,864,822	118,489,176
受取利息	17,786	14,947
有価証券売買等損益	△ 219,813,928	△ 47,254,351
営業収益合計	△ 73,931,320	71,249,772
営業費用		
受託者報酬	126,762	146,423
委託者報酬	4,565,131	5,272,482
その他費用	48,092	55,571
営業費用合計	4,739,985	5,474,476
営業利益又は営業損失（△）	△ 78,671,305	65,775,296
経常利益又は経常損失（△）	△ 78,671,305	65,775,296
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 78,671,305	65,775,296
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	25,267,732	6,591,876
期首剰余金又は期首欠損金（△）	140,308,644	329,556,823
剰余金増加額又は欠損金減少額	503,446,729	313,226,831
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	503,446,729	313,226,831
剰余金減少額又は欠損金増加額	188,469,115	315,474,784
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	188,469,115	315,474,784
分配金	21,790,398	22,274,907
期末剰余金又は期末欠損金（△）	329,556,823	364,217,383

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
１．元本状況		
期首元本額	257,752,608円	731,553,015円
期中追加設定元本額	855,666,786円	569,932,717円
期中一部解約元本額	381,866,379円	595,250,743円
２．受益権の総数	731,553,015口	706,234,989口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成25年４月26日
至　平成25年10月25日

分配金の計算過程
第17期計算期間末（平成25年５月27日）に、投資信託約款に基づき計算した482,358,905円　（１万口当たり7,546.69円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,195,830円　（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	95,585,229円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	352,131,857円
分配準備積立金	34,641,819円
分配可能額	482,358,905円
（１万口当たり分配可能額）	(7,546.69円)
収益分配金	3,195,830円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第18期計算期間末（平成25年６月25日）に、投資信託約款に基づき計算した578,075,330円　（１万口当たり7,604.76円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,800,748円　（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	8,213,425円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	445,798,684円
分配準備積立金	124,063,221円
分配可能額	578,075,330円
（１万口当たり分配可能額）	(7,604.76円)
収益分配金	3,800,748円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第19期計算期間末（平成25年７月25日）に、投資信託約款に基づき計算した569,093,537円　（１万口当たり7,673.77円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,708,045円　（１万口当たり50円）を分配しております。

当期
自　平成25年10月26日
至　平成26年４月25日

分配金の計算過程
第23期計算期間末（平成25年11月25日）に、投資信託約款に基づき計算した581,299,701円　（１万口当たり7,925.15円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,667,437円　（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	9,498,664円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	464,714,316円
分配準備積立金	107,086,721円
分配可能額	581,299,701円
（１万口当たり分配可能額）	(7,925.15円)
収益分配金	3,667,437円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第24期計算期間末（平成25年12月25日）に、投資信託約款に基づき計算した610,120,545円　（１万口当たり8,020.38円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,803,565円　（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	10,698,278円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	516,511,147円
分配準備積立金	82,911,120円
分配可能額	610,120,545円
（１万口当たり分配可能額）	(8,020.38円)
収益分配金	3,803,565円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第25期計算期間末（平成26年１月27日）に、投資信託約款に基づき計算した677,129,224円　（１万口当たり8,785.77円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,853,557円　（１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	8,808,688円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	436,556,735円
分配準備積立金	123,728,114円
分配可能額	569,093,537円
（１万口当たり分配可能額）	(7,673.77円)
収益分配金	3,708,045円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第20期計算期間末（平成25年８月26日）に、投資信託約款に基づき計算した582,107,937円 （１万口当たり7,716.45円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,771,865円 （１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	6,989,030円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	447,399,335円
分配準備積立金	127,719,572円
分配可能額	582,107,937円
（１万口当たり分配可能額）	(7,716.45円)
収益分配金	3,771,865円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第21期計算期間末（平成25年９月25日）に、投資信託約款に基づき計算した568,374,210円 （１万口当たり7,772.86円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,656,145円 （１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	7,580,373円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	438,083,048円
分配準備積立金	122,710,789円
分配可能額	568,374,210円
（１万口当たり分配可能額）	(7,772.86円)
収益分配金	3,656,145円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第22期計算期間末（平成25年10月25日）に、投資信託約款に基づき計算した573,758,374円 （１万口当たり7,843.02円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,657,765円 （１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	8,761,612円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	453,020,193円
分配準備積立金	111,976,569円
分配可能額	573,758,374円
（１万口当たり分配可能額）	(7,843.02円)
収益分配金	3,657,765円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

配当等収益 （費用控除後）	60,590,242円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	546,030,058円
分配準備積立金	70,508,924円
分配可能額	677,129,224円
（１万口当たり分配可能額）	(8,785.77円)
収益分配金	3,853,557円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第26期計算期間末（平成26年２月25日）に、投資信託約款に基づき計算した667,591,120円 （１万口当たり8,868.62円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,763,780円 （１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	9,982,015円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	536,128,907円
分配準備積立金	121,480,198円
分配可能額	667,591,120円
（１万口当たり分配可能額）	(8,868.62円)
収益分配金	3,763,780円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第27期計算期間末（平成26年３月25日）に、投資信託約款に基づき計算した654,414,788円 （１万口当たり8,951.36円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,655,394円 （１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	9,703,637円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	523,990,037円
分配準備積立金	120,721,114円
分配可能額	654,414,788円
（１万口当たり分配可能額）	(8,951.36円)
収益分配金	3,655,394円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

第28期計算期間末（平成26年４月25日）に、投資信託約款に基づき計算した639,921,862円 （１万口当たり9,061.03円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,531,174円 （１万口当たり50円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	11,277,150円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	510,199,313円
分配準備積立金	118,445,399円
分配可能額	639,921,862円
（１万口当たり分配可能額）	(9,061.03円)
収益分配金	3,531,174円
（１万口当たり収益分配金）	(50円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年４月25日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成25年10月25日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	△31,002,082
合計	△31,002,082

当期（平成26年４月25日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△39
投資信託受益証券	39,828,783
合計	39,828,744

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成25年10月25日現在）
該当事項はありません。

当期（平成26年４月25日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成25年10月26日　至　平成26年４月25日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
１口当たり純資産額 1.4505円 「１口＝１円（10,000口＝14,505円）」	１口当たり純資産額 1.5157円 「１口＝１円（10,000口＝15,157円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Japan Stock 225 Fund BRL Class	1,152,488,217	1,046,920,296	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	393,895	400,709	
合計　２銘柄			1,152,882,112	1,047,321,005	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「Japan Stock 225 Fund BRL Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。
これらのファンドの状況は、前記「日本株２２５・米ドルコース」に記載のとおりであります。

【日本株２２５・豪ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,656,615	8,357,255
投資信託受益証券	154,675,999	312,585,051
親投資信託受益証券	150,222	150,266
未収入金	1,850,818	－
流動資産合計	170,333,654	321,092,572
資産合計	170,333,654	321,092,572
負債の部		
流動負債		
未払金	10,260,790	949,246
未払収益分配金	236,793	473,822
未払解約金	1,888,590	－
未払受託者報酬	3,263	7,624
未払委託者報酬	117,765	274,791
その他未払費用	7,345	14,662
流動負債合計	12,514,546	1,720,145
負債合計	12,514,546	1,720,145
純資産の部		
元本等		
元本	94,717,466	189,529,120
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	63,101,642	129,843,307
（分配準備積立金）	42,886,009	47,048,643
元本等合計	157,819,108	319,372,427
純資産合計	157,819,108	319,372,427
負債純資産合計	170,333,654	321,092,572

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成25年４月26日 至 平成25年10月25日	当期 自 平成25年10月26日 至 平成26年４月25日
営業収益		
受取配当金	24,320,856	27,576,925
受取利息	1,423	3,962
有価証券売買等損益	△ 36,575,454	△ 30,209,157
営業収益合計	△ 12,253,175	△ 2,628,270
営業費用		
受託者報酬	19,553	38,790
委託者報酬	705,191	1,397,901
その他費用	7,345	14,662
営業費用合計	732,089	1,451,353
営業利益又は営業損失（△）	△ 12,985,264	△ 4,079,623
経常利益又は経常損失（△）	△ 12,985,264	△ 4,079,623
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 12,985,264	△ 4,079,623
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 1,889,419	2,094,964
期首剰余金又は期首欠損金（△）	54,353,643	63,101,642
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,809,563	133,536,414
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,809,563	133,536,414
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,538,628	57,928,511
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,538,628	57,928,511
分配金	1,427,091	2,691,651
期末剰余金又は期末欠損金（△）	63,101,642	129,843,307

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
１．元本状況		
期首元本額	71,353,741円	94,717,466円
期中追加設定元本額	45,829,504円	171,358,782円
期中一部解約元本額	22,465,779円	76,547,128円
２．受益権の総数	94,717,466口	189,529,120口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成25年４月26日
至　平成25年10月25日

分配金の計算過程
第17期計算期間末（平成25年５月27日）に、投資信託約款に基づき計算した100,426,076円　（１万口当たり10,254.72円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い244,828円　（１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	21,324,933円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	50,269,214円
分配準備積立金	28,831,929円
分配可能額	100,426,076円
（１万口当たり分配可能額）	(10,254.72円)
収益分配金	244,828円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第18期計算期間末（平成25年６月25日）に、投資信託約款に基づき計算した98,168,097円　（１万口当たり10,285.45円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い238,609円　（１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	531,985円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	50,228,231円
分配準備積立金	47,407,881円
分配可能額	98,168,097円
（１万口当たり分配可能額）	(10,285.45円)
収益分配金	238,609円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第19期計算期間末（平成25年７月25日）に、投資信託約款に基づき計算した98,549,079円　（１万口当たり10,328.22円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い238,543円　（１万口当たり25円）を分配しております。

当期
自　平成25年10月26日
至　平成26年４月25日

分配金の計算過程
第23期計算期間末（平成25年11月25日）に、投資信託約款に基づき計算した114,028,164円　（１万口当たり10,404.19円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い273,995円　（１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	523,549円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	72,599,802円
分配準備積立金	40,904,813円
分配可能額	114,028,164円
（１万口当たり分配可能額）	(10,404.19円)
収益分配金	273,995円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第24期計算期間末（平成25年12月25日）に、投資信託約款に基づき計算した193,680,332円　（１万口当たり10,860.48円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い445,837円　（１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	8,413,773円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	150,195,083円
分配準備積立金	35,071,476円
分配可能額	193,680,332円
（１万口当たり分配可能額）	(10,860.48円)
収益分配金	445,837円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第25期計算期間末（平成26年１月27日）に、投資信託約款に基づき計算した220,974,826円　（１万口当たり11,598.16円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い476,314円　（１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	646,672円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	50,470,093円
分配準備積立金	47,432,314円
分配可能額	98,549,079円
（１万口当たり分配可能額）	(10,328.22円)
収益分配金	238,543円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第20期計算期間末（平成25年８月26日）に、投資信託約款に基づき計算した98,374,077円 （１万口当たり10,341.29円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い237,818円 （１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	362,146円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	50,321,890円
分配準備積立金	47,690,041円
分配可能額	98,374,077円
（１万口当たり分配可能額）	(10,341.29円)
収益分配金	237,818円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第21期計算期間末（平成25年９月25日）に、投資信託約款に基づき計算した95,584,660円 （１万口当たり10,367.08円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い230,500円 （１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	468,260円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	48,778,937円
分配準備積立金	46,337,463円
分配可能額	95,584,660円
（１万口当たり分配可能額）	(10,367.08円)
収益分配金	230,500円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第22期計算期間末（平成25年10月25日）に、投資信託約款に基づき計算した98,315,307円 （１万口当たり10,379.85円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い236,793円 （１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	334,476円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	55,192,505円
分配準備積立金	42,788,326円
分配可能額	98,315,307円
（１万口当たり分配可能額）	(10,379.85円)
収益分配金	236,793円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

配当等収益 （費用控除後）	14,405,395円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	170,603,279円
分配準備積立金	35,966,152円
分配可能額	220,974,826円
（１万口当たり分配可能額）	(11,598.16円)
収益分配金	476,314円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第26期計算期間末（平成26年２月25日）に、投資信託約款に基づき計算した237,299,977円 （１万口当たり11,615.97円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い510,719円 （１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	874,404円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	186,530,340円
分配準備積立金	49,895,233円
分配可能額	237,299,977円
（１万口当たり分配可能額）	(11,615.97円)
収益分配金	510,719円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第27期計算期間末（平成26年３月25日）に、投資信託約款に基づき計算した237,779,706円 （１万口当たり11,633.87円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い510,964円 （１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	876,692円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	186,644,096円
分配準備積立金	50,258,918円
分配可能額	237,779,706円
（１万口当たり分配可能額）	(11,633.87円)
収益分配金	510,964円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

第28期計算期間末（平成26年４月25日）に、投資信託約款に基づき計算した221,360,545円 （１万口当たり11,679.50円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い473,822円 （１万口当たり25円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,334,841円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	173,838,080円
分配準備積立金	46,187,624円
分配可能額	221,360,545円
（１万口当たり分配可能額）	(11,679.50円)
収益分配金	473,822円
（１万口当たり収益分配金）	(25円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年４月25日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成25年10月25日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	△1,486,464
合計	△1,486,464

当期（平成26年４月25日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△15
投資信託受益証券	4,223,829
合計	4,223,814

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成25年10月25日現在）
該当事項はありません。

当期（平成26年４月25日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成25年10月26日　至　平成26年４月25日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
１口当たり純資産額 1.6662円 「１口＝１円（10,000口＝16,662円）」	１口当たり純資産額 1.6851円 「１口＝１円（10,000口＝16,851円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Japan Stock 225 Fund AUD Class	352,884,456	312,585,051	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	147,711	150,266	
合計　２銘柄			353,032,167	312,735,317	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「Japan Stock 225 Fund AUD Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。
これらのファンドの状況は、前記「日本株２２５・米ドルコース」に記載のとおりであります。

【日本株２２５・資源３通貨コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,154,229	3,055,914
投資信託受益証券	121,665,037	105,793,234
親投資信託受益証券	50,074	50,088
流動資産合計	124,869,340	108,899,236
資産合計	124,869,340	108,899,236
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	344,867	298,885
未払受託者報酬	2,659	2,583
未払委託者報酬	96,040	93,297
その他未払費用	5,686	5,992
流動負債合計	449,252	400,757
負債合計	449,252	400,757
純資産の部		
元本等		
元本	86,216,919	74,721,299
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,203,169	33,777,180
（分配準備積立金）	19,500,595	15,871,703
元本等合計	124,420,088	108,498,479
純資産合計	124,420,088	108,498,479
負債純資産合計	124,869,340	108,899,236

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成25年４月26日 至 平成25年10月25日	当期 自 平成25年10月26日 至 平成26年４月25日
営業収益		
受取配当金	16,680,008	12,368,806
受取利息	1,464	1,562
有価証券売買等損益	△ 22,545,276	△ 11,046,799
営業収益合計	△ 5,863,804	1,323,569
営業費用		
受託者報酬	15,165	15,953
委託者報酬	547,202	576,187
その他費用	5,686	5,992
営業費用合計	568,053	598,132
営業利益又は営業損失（△）	△ 6,431,857	725,437
経常利益又は経常損失（△）	△ 6,431,857	725,437
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 6,431,857	725,437
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,912,766	△ 590,541
期首剰余金又は期首欠損金（△）	26,846,809	38,203,169
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,346,125	33,458,534
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,346,125	33,458,534
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,607,817	37,273,058
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,607,817	37,273,058
分配金	2,037,325	1,927,443
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,203,169	33,777,180

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において確定分配金額を計上しております (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
１．元本状況		
期首元本額	49,967,625円	86,216,919円
期中追加設定元本額	64,868,341円	60,874,871円
期中一部解約元本額	28,619,047円	72,370,491円
２．受益権の総数	86,216,919口	74,721,299口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成25年４月26日
至　平成25年10月25日

分配金の計算過程
第17期計算期間末（平成25年５月27日）に、投資信託約款に基づき計算した57,461,154円　（１万口当たり7,760.92円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い296,156円　（１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	12,555,233円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	38,770,140円
分配準備積立金	6,135,781円
分配可能額	57,461,154円
（１万口当たり分配可能額）	(7,760.92円)
収益分配金	296,156円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第18期計算期間末（平成25年６月25日）に、投資信託約款に基づき計算した68,303,107円　（１万口当たり7,799.15円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い350,310円　（１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	673,620円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	49,234,629円
分配準備積立金	18,394,858円
分配可能額	68,303,107円
（１万口当たり分配可能額）	(7,799.15円)
収益分配金	350,310円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第19期計算期間末（平成25年７月25日）に、投資信託約款に基づき計算した68,617,758円　（１万口当たり7,832.69円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い350,417円　（１万口当たり40円）を分配しております。

当期
自　平成25年10月26日
至　平成26年４月25日

分配金の計算過程
第23期計算期間末（平成25年11月25日）に、投資信託約款に基づき計算した58,956,004円　（１万口当たり7,972.73円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い295,788円　（１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	641,025円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	41,978,097円
分配準備積立金	16,336,882円
分配可能額	58,956,004円
（１万口当たり分配可能額）	(7,972.73円)
収益分配金	295,788円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第24期計算期間末（平成25年12月25日）に、投資信託約款に基づき計算した72,345,579円　（１万口当たり8,304.83円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い348,450円　（１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,106,502円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	55,589,765円
分配準備積立金	13,649,312円
分配可能額	72,345,579円
（１万口当たり分配可能額）	(8,304.83円)
収益分配金	348,450円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第25期計算期間末（平成26年１月27日）に、投資信託約款に基づき計算した78,338,712円　（１万口当たり8,996.28円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い348,316円　（１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	644,219円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	49,255,371円
分配準備積立金	18,718,168円
分配可能額	68,617,758円
（１万口当たり分配可能額）	(7,832.69円)
収益分配金	350,417円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第20期計算期間末（平成25年８月26日）に、投資信託約款に基づき計算した68,637,202円 （１万口当たり7,855.17円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い349,513円 （１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	545,933円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	49,133,303円
分配準備積立金	18,957,966円
分配可能額	68,637,202円
（１万口当たり分配可能額）	(7,855.17円)
収益分配金	349,513円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第21期計算期間末（平成25年９月25日）に、投資信託約款に基づき計算した68,248,187円 （１万口当たり7,888.54円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い346,062円 （１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	634,746円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	48,653,733円
分配準備積立金	18,959,708円
分配可能額	68,248,187円
（１万口当たり分配可能額）	(7,888.54円)
収益分配金	346,062円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第22期計算期間末（平成25年10月25日）に、投資信託約款に基づき計算した68,335,743円 （１万口当たり7,926.02円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い344,867円 （１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	668,089円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	48,490,281円
分配準備積立金	19,177,373円
分配可能額	68,335,743円
（１万口当たり分配可能額）	(7,926.02円)
収益分配金	344,867円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

配当等収益 （費用控除後）	6,117,034円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	59,699,728円
分配準備積立金	12,521,950円
分配可能額	78,338,712円
（１万口当たり分配可能額）	(8,996.28円)
収益分配金	348,316円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第26期計算期間末（平成26年２月25日）に、投資信託約款に基づき計算した71,592,113円 （１万口当たり9,044.56円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い316,619円 （１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	698,584円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	55,098,642円
分配準備積立金	15,794,887円
分配可能額	71,592,113円
（１万口当たり分配可能額）	(9,044.56円)
収益分配金	316,619円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第27期計算期間末（平成26年３月25日）に、投資信託約款に基づき計算した72,577,288円 （１万口当たり9,089.62円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い319,385円 （１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	679,125円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	55,721,311円
分配準備積立金	16,176,852円
分配可能額	72,577,288円
（１万口当たり分配可能額）	(9,089.62円)
収益分配金	319,385円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第28期計算期間末（平成26年４月25日）に、投資信託約款に基づき計算した68,319,390円 （１万口当たり9,143.23円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い298,885円 （１万口当たり40円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	699,350円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	52,148,802円
分配準備積立金	15,471,238円
分配可能額	68,319,390円
（１万口当たり分配可能額）	(9,143.23円)
収益分配金	298,885円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成25年10月26日 至　平成26年４月25日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年４月25日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成25年10月25日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	△2,480,902
合計	△2,480,902

当期（平成26年４月25日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△5
投資信託受益証券	2,620,749
合計	2,620,744

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成25年10月25日現在）
該当事項はありません。

当期（平成26年４月25日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成25年10月26日　至　平成26年４月25日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成25年10月25日現在	当期 平成26年４月25日現在
１口当たり純資産額 1.4431円 「１口＝１円（10,000口＝14,431円）」	１口当たり純資産額 1.4520円 「１口＝１円（10,000口＝14,520円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Japan Stock 225 Fund RCB Class	120,424,854	105,793,234	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	49,237	50,088	
合計　２銘柄			120,474,091	105,843,322	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「Japan Stock 225 Fund RCB Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。
これらのファンドの状況は、前記「日本株２２５・米ドルコース」に記載のとおりであります。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】
（平成26年５月末現在）

日本株２２５・米ドルコース

Ⅰ　資産総額	3,583,264,902	円
Ⅱ　負債総額	17,271,333	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,565,993,569	円
Ⅳ　発行済数量	1,932,029,818	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8457	円

日本株２２５・ブラジルレアルコース

Ⅰ　資産総額	1,055,400,070	円
Ⅱ　負債総額	48,970,564	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,006,429,506	円
Ⅳ　発行済数量	651,763,353	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5442	円

日本株２２５・豪ドルコース

Ⅰ　資産総額	320,604,334	円
Ⅱ　負債総額	37,871	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	320,566,463	円
Ⅳ　発行済数量	187,724,833	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7076	円

日本株２２５・資源３通貨コース

Ⅰ　資産総額	117,823,464	円
Ⅱ　負債総額	4,643,669	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	113,179,795	円
Ⅳ　発行済数量	76,385,748	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4817	円

（参考）キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	6,095,759,817	円
Ⅱ　負債総額	25,310,098	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,070,449,719	円
Ⅳ　発行済数量	5,966,585,312	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0174	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換手続など

該当事項はありません。

２　受益者名簿

作成しません。

３　受益者に対する特典

ありません。

４　受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振

法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8　質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

資本金の額：20億円（平成26年５月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(２)会社の機構

会社は、８名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は２名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は３日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の６名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

＜投信運用の意思決定プロセス＞

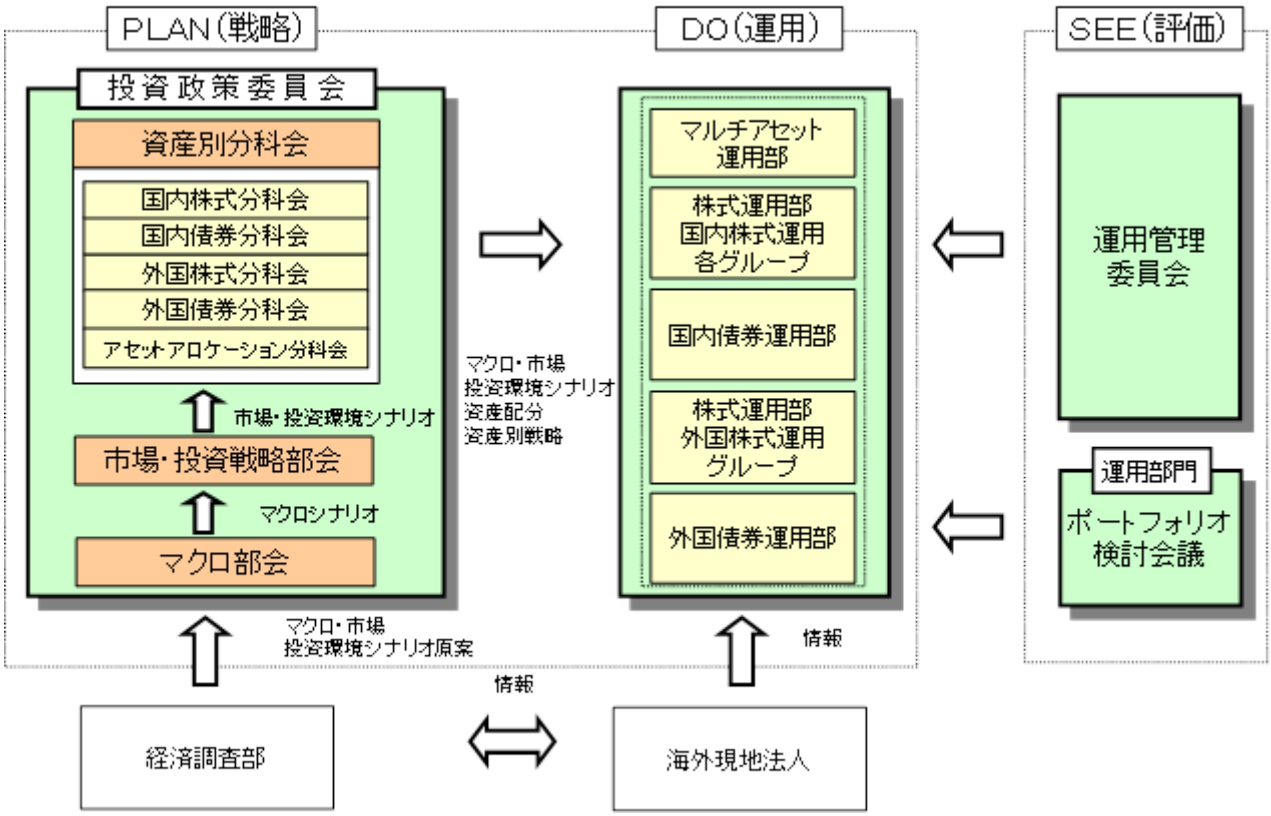

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年４月１日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年５月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、205本であり、その純資産総額は、約2,724,217百万円です（なお、親投資信託67本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	11	142,047百万円
追加型株式投資信託	191	2,557,179百万円
単位型公社債投資信託	3	24,990百万円
合計	205	2,724,217百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第42期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】　（単位：千円）

		第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		17,579,316	17,588,077
前払費用		156,563	149,868
未収委託者報酬		2,378,328	2,410,896
未収運用受託報酬		799,736	895,204
未収収益		21,990	15,769
繰延税金資産		473,110	490,240
その他		3,144	13,019
流動資産計		21,412,190	21,563,076
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	183,873	162,431
器具備品	※1	87,233	68,912
土地		710	710
リース資産	※1	8,895	9,490
有形固定資産計		280,711	241,544
無形固定資産			
ソフトウエア		261,979	173,597
ソフトウエア仮勘定		―	3,150
電話加入権		12,706	12,706

無形固定資産計	274,685	189,454
投資その他の資産		
投資有価証券	5,125,836	5,381,370
関係会社株式	1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金	1,904	2,299
長期差入保証金	509,430	511,366
出資金	132,660	132,660
繰延税金資産	548,043	611,818
その他	1,716	2,209
貸倒引当金	△70,650	△70,650
投資その他の資産計	7,418,714	7,740,848
固定資産計	7,974,112	8,171,846
資産合計	29,386,302	29,734,923

（単位：千円）

	第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,396	3,558
未払金	165,892	158,035
未払手数料	1,113,859	1,109,332
未払費用	1,127,749	1,020,908
未払法人税等	939,336	1,316,049
賞与引当金	880,000	955,000
役員賞与引当金	73,000	80,000
その他	20,203	21,473
流動負債計	4,323,437	4,664,357
固定負債		
リース債務	5,944	6,569
退職給付引当金	1,268,146	1,391,001
役員退職慰労引当金	148,470	116,430
固定負債計	1,422,561	1,514,000
負債合計	5,745,998	6,178,358

（単位：千円）

	第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	19,981,120	19,953,563
利益剰余金合計	21,424,851	21,397,294
株主資本合計	23,581,120	23,553,563
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	59,183	3,001
評価・換算差額等合計	59,183	3,001
純資産合計	23,640,304	23,556,565
負債純資産合計	29,386,302	29,734,923

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第42期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	2,960,778	3,557,574
委託者報酬	27,854,931	27,766,163
その他営業収益	90,710	69,161
営業収益計	30,906,420	31,392,899
営業費用		
支払手数料	13,056,993	13,355,205
広告宣伝費	175,532	204,927
公告費	1,059	269
調査費		
調査費	1,114,992	1,191,119
委託調査費	4,000,398	3,772,225

委託計算費	131,444	145,854
営業雑経費		
通信費	31,982	35,588
印刷費	404,102	495,807
協会費	27,397	26,478
諸会費	4,830	2,206
その他	30,634	34,597
営業費用計	18,979,368	19,264,279
一般管理費		
給料		
役員報酬	201,630	201,630
給料・手当	2,883,776	2,983,202
賞与	55,582	92,691
退職金	4,450	5,583
福利厚生費	559,967	614,668
交際費	22,159	19,862
旅費交通費	146,403	167,353
租税公課	72,111	74,265
不動産賃借料	726,878	618,978
退職給付費用	213,305	222,235
固定資産減価償却費	79,314	77,093
賞与引当金繰入額	873,819	939,093
役員退職慰労引当金繰入額	38,530	38,530
役員賞与引当金繰入額	67,700	87,400
諸経費	255,296	290,905
一般管理費計	6,200,926	6,433,492
営業利益	5,726,125	5,695,126
営業外収益		
受取配当金	25,045	34,957
受取利息	3,232	3,291
投資有価証券売却益	33,455	68,331
為替差益	2,945	1,706
その他	11,668	11,918
営業外収益計	76,346	120,205
営業外費用		
投資有価証券売却損	—	23,470
その他	55	—
営業外費用計	55	23,470

経常利益		5,802,417	5,791,861
特別利益			
投資有価証券売却益		42,767	－
特別利益計		42,767	－
特別損失			
投資有価証券売却損	※1	111,382	－
固定資産除却損		7	1,884
その他		4,575	－
特別損失計		115,965	1,884
税引前当期純利益		5,729,219	5,789,977
法人税、住民税及び事業税		2,213,779	2,321,531
法人税等調整額		△32,604	△49,846
法人税等合計		2,181,175	2,271,684
当期純利益		3,548,044	3,518,293

（３）【株主資本等変動計算書】

第41期　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	18,204,076
当期変動額						
剰余金の配当						△1,771,000
当期純利益						3,548,044
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計						1,777,044
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,981,120

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期期首残高	19,647,807	21,804,076	△14,256	△14,256	21,789,820
当期変動額					
剰余金の配当	△1,771,000	△1,771,000			△1,771,000
当期純利益	3,548,044	3,548,044			3,548,044
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			73,440	73,440	73,440
当期変動額合計	1,777,044	1,777,044	73,440	73,440	1,850,484

当期末残高	21,424,851	23,581,120	59,183	59,183	23,640,304

第42期　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,981,120
当期変動額						
剰余金の配当						△3,545,850
当期純利益						3,518,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計						△27,556
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期期首残高	21,424,851	23,581,120	59,183	59,183	23,640,304
当期変動額					
剰余金の配当	△3,545,850	△3,545,850			△3,545,850
当期純利益	3,518,293	3,518,293			3,518,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△56,182	△56,182	△56,182
当期変動額合計	△27,556	△27,556	△56,182	△56,182	△83,739
当期末残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565

注記事項

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15～30年

器具備品　　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（損益計算書関係）

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた4,583千円は、「固定資産除却損」7千円、「その他」4,575千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）

※1.有形固定資産の減価償却累計額		※1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	354,743千円	建物	389,326千円
器具備品	307,425千円	器具備品	282,257千円
リース資産	7,382千円	リース資産	10,890千円
2.保証債務		2.保証債務	
被保証者	従業員	被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン
金額	15,346千円	金額	11,273千円

（損益計算書関係）

関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第42期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
※1.投資有価証券売却損	111,382千円	―

（株主資本等変動計算書関係）

第41期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	―	―	3,850
合　　計	3,850	―	―	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日定時株主総会	普通株式	1,771,000	460	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日定時株主総会	普通株式	3,545,850	利益剰余金	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

第42期（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	―	―	3,850
合　　計	3,850	―	―	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日定時株主総会	普通株式	3,545,850	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月24日定時株主総会	普通株式	3,515,050	利益剰余金	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て１年以内の債務であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第41期（平成25年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	17,579,316	17,579,316	－
（2）未収委託者報酬	2,378,328	2,378,328	－
（3）未収運用受託報酬	799,736	799,736	－
（4）投資有価証券			

その他有価証券	5,074,700	5,074,700	―
資産計	25,832,081	25,832,081	―
（1）未払手数料	1,113,859	1,113,859	―
（2）未払費用（*1）	853,268	853,268	―
負債計	1,967,127	1,967,127	―

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

第42期（平成26年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	17,588,077	17,588,077	―
（2）未収委託者報酬	2,410,896	2,410,896	―
（3）未収運用受託報酬	895,204	895,204	―
（4）投資有価証券			
その他有価証券	5,330,234	5,330,234	―
資産計	26,224,413	26,224,413	―
（1）未払手数料	1,109,332	1,109,332	―
（2）未払費用（*1）	752,915	752,915	―
負債計	1,862,248	1,862,248	―

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第41期（平成25年3月31日）	第42期（平成26年3月31日）
（1）その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
（2）子会社株式 非上場株式	1,169,774	1,169,774
（3）長期差入保証金	509,430	511,366

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（4）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第41期（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	17,579,316	―	―	―
未収委託者報酬	2,378,328	―	―	―
未収運用受託報酬	799,736	―	―	―

投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	―	1,106,722	4,006	―
合計	20,757,380	1,106,722	4,006	―

第42期（平成26年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	17,588,077	―	―	―
未収委託者報酬	2,410,896	―	―	―
未収運用受託報酬	895,204	―	―	―
投資有価証券 その他有価証券の うち満期のあるもの	1,141,800	1,960,844	1,113,993	―
合計	22,035,978	1,960,844	1,113,993	―

（有価証券関係）

1.子会社株式

第41期（平成25年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第42期（平成26年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第41期（平成25年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,683,580	3,683,580	100,780
小計	3,683,580	3,582,800	100,780
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	1,391,120	1,400,000	△8,880
小計	1,391,120	1,400,000	△8,880
合計	5,074,700	4,982,800	91,900

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第42期（平成26年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,171,477	3,105,800	65,677
小計	3,171,477	3,105,800	65,677

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,158,757	2,219,774	△61,017
小計	2,158,757	2,219,774	△61,017
合計	5,330,234	5,325,574	4,660

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第41期（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	953,041	76,223	111,382

第42期（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,506,861	68,331	23,470

（退職給付関係）

第41期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区分	第41期 （平成25年3月31日）
退職給付債務	1,268,146
退職給付引当金	1,268,146

3.退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区分	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）
勤務費用	156,423
確定拠出年金掛金	56,882
退職給付費用	213,305

第42期（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算

しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付引当金の期首残高	1,268,146
退職給付費用	162,502
退職給付の支払額	△76,988
その他	37,340
退職給付引当金の期末残高	1,391,001

（注）その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	―
年金資産	―
	―
非積立型制度の退職給付債務	1,391,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001
退職給付引当金	1,391,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　162,502千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、59,733千円であります。

（表示方法の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	78,096	89,569
賞与引当金	334,400	339,980
社会保険料	33,579	33,038
未払事業所税	5,144	4,961
その他	21,890	22,690
繰延税金資産合計	473,110	490,240

(2)固定資産

繰延税金資産		
退職給付引当金	454,741	495,196
投資有価証券	2,469	2,469
ゴルフ会員権	32,333	32,333
役員退職慰労引当金	55,431	41,449
その他	70,587	76,831
繰延税金資産小計	615,562	648,280
評価性引当額	△ 34,803	△ 34,803
繰延税金資産合計	580,759	613,477
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 32,716	△ 1,659
繰延税金負債合計	△ 32,716	△ 1,659
繰延税金資産の純額	548,043	611,818

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。

これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は36,865千円減少し、法人税等調整額が36,865千円増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1.　報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第41期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,854,931	2,960,778	90,710	30,906,420

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

第42期（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1．　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,766,163	3,557,574	69,161	31,392,899

2．　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第41期（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,028,224	未払手数料	536,727
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,621,684	未払手数料	250,310

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第42期（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,613,672	未払手数料	488,758
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,142,899	未払手数料	277,360

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（１株当たり情報）

	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第42期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	6,140円34銭	6,118円59銭
1株当たり当期純利益金額	921円57銭	913円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第42期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
当期純利益(千円)	3,548,044	3,518,293
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,548,044	3,518,293
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその

他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)上記(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年９月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

・資本金：51,000百万円（平成25年９月末現在）

・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年９月末現在	事業の内容
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社（注）	3,002	
ふくおか証券株式会社	2,198	

(注)内藤証券株式会社の資本金の額は、平成26年３月１日現在です。

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(２)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

(１)受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(２)販売会社

ＳＭＢＣフレンド証券株式会社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第３【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成25年11月１日
有価証券届出書	平成26年１月24日
有価証券報告書	平成26年１月24日
臨時報告書	平成26年２月７日

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成26年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有 限 責 任　あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株２２５・米ドルコースの平成25年10月26日から平成26年4月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株２２５・米ドルコースの平成26年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有 限 責 任　あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株２２５・ブラジルレアルコースの平成25年10月26日から平成26年4月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株２２５・ブラジルレアルコースの平成26年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有 限 責 任　あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株２２５・豪ドルコースの平成25年10月26日から平成26年4月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株２２５・豪ドルコースの平成26年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有 限 責 任　あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株２２５・資源３通貨コースの平成25年10月26日から平成26年4月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株２２５・資源３通貨コースの平成26年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。